

I F C A プロジェクト2B 子どもの権利プロジェクト報告書

アメリカ・カリフォルニア州における  
社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典

2022年3月

はじめに.....	5
1. 子どもの権利プロジェクトについて .....	6
(1) はじまり…2020年の渡米プロジェクト（香坂ちひろ） .....	6
(2) 子どもの権利プロジェクトのあゆみ（香坂ちひろ） .....	6
(3) ユースとの協働.....	7
1) ユースと SA の協働の意義（西村英一郎） .....	7
2) 日本における子どもの権利の位置づけ（長瀬正子） .....	10
(4) 今後の展望（香坂ちひろ） .....	13
2. カリフォルニア州の社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典（Foster Youth Bill of Rights）の背景と内容 .....	14
(1) CYC(California Youth Connection)とは.....	14
(2) 社会運動の歴史.....	15
(3) なぜ社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典は重要か.....	16
(4) オンブズパーソンとは.....	24
(5) 質疑応答.....	25
3. カリフォルニア州の社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典（日・英） .....	29
第1条 ひとりの大切な人間として養育される権利.....	31
ユースの声 愛夢 .....	31
2 暴力および権利侵害を受けない権利.....	32
ユースの声 さよ .....	32
ユースの声 理沙 .....	33
3 健康に育つために必要なものを受け取れる権利 .....	35
4 もっとも制限の少ない環境で生活する権利 .....	35
ユースの声 響 .....	36
5 親族、またはすでに家族のような関係のある適切な大人を養育環境として優先する権利 .....	37

ユースの声 なべちゃん	37
【コラム】アメリカ 親族里親の制度(栗津美穂)	38
6 鍵をかけ閉じ込められない権利	39
7 トラウマ・インフォームド・ケアの事実にもとづいた段階的緩和と介入技術を導入している養育環境に措置される権利	39
8 本来の目的以外で少年鑑別所に收容されない権利	39
9 私用のための収納スペースを持てる権利	40
10 私物を不当に搜索されない権利	40
【ユースとのディスカッション】私物について	40
11 自分にとって支援者となる人の連絡先をもてる権利	41
ユースの声 さよ	42
12 きょうだいと連絡がとれる権利	43
13 監視・盗聴されず、電話やメールのやりとりができる権利	43
14 多様な人間関係のなかで生きる権利…特に文化的背景への尊重とつながりの維持	44
ユースの声 愛夢	44
15 自分で選んだ宗教的な礼拝や活動・儀式に出席できる権利	45
16 さまざまな課外活動(人種的、民族的、個人的、社会的)に参加する権利	45
17 サービス・措置先・ケア・治療が属性にかかわらず公平に利用できる権利	46
ユースの声 さよ	46
18 LGBTQ・SOGI について文化的能力と配慮のある専門職による養育を受ける権利	47
【コラム】アリッサ・ニューマン 日本の社会的養護における LGBT の若者と、同性カップルの里親認定についてのデータと論点	48
19 子どもの性自認を重視した対応をとる権利	50
20 インディアン(先住民族)について文化的能力と配慮のある専門職による養育を受ける権利	51
21 インディアン(先住民族)ルーツの子どもの部族との関係をつくる権利	51
【コラム】インディアン児童福祉法案 ICWA(Indian Child Welfare Act)(栗津美穂)	52
22 子どもが自身の医療にかかわる情報の説明を受け、そのプロセスに参加できる権利	53
23 子どもの向精神薬投与にかかわる権利	54
24 子どもの性と生殖にかかわる権利	55
25 医療機関を選ぶことができる権利(12歳以上の子ども)	56
26 あらゆる心身の健康に関する医療記録の守秘にかかわる権利	56
27 学校を含めた子どもの学びを継続する権利	57
28 利用可能なすべての教育の選択肢にかかわる情報にアクセスできる権利	57
【CYC ミゲルへの質問と回答】	57
29 罰などを理由に自立支援プログラムの活動が妨げられない権利	58
30 銀行口座を保持し、個人の収入を管理できる権利	58
31 年齢に応じた就労ができる権利	58
32 子どもの信用情報開示報告書にかかわる権利(14歳から17歳までの子ども)	58
33 子どもが弁護士とともに出廷することにかかわる権利	59
34 「裁判所のヒアリング」の通知書を受け取る権利	59

35	裁判記録が守秘義務によってまもられる権利.....	59
36	児童福祉に関するさまざまな子どもの記録に関する権利.....	60
	ユースの声 なべちゃん.....	60
37	措置決定およびパーマネンシー計画における参加の権利.....	61
	ユースの声 ふうか.....	62
38	ケースプランとパーマネンシー計画に関する情報を受け取る権利(10歳以上の子ども).....	63
	ユースの声 愛夢.....	63
39	子ども・家族チーム会議を開催する条件にかかわる権利.....	64
40	権利について説明を受ける権利.....	64
41	措置変更の際にオンブズパーソンの連絡先を知り、訴えることができる権利.....	65
4.	資料.....	66
	権利章典(英語).....	66
	権利章典(日本語訳)(項目).....	71
	権利章典全文(日本語訳).....	72
IFCA	子どもの権利プロジェクトメンバー.....	78

## はじめに

2020年3月、IFCA 日本ユースチームの8名のメンバーは、カリフォルニア州サクラメント市で、CYC（カリフォルニア・ユース・コネクション）という当事者団体のアドボカシー活動に参加していました。その頃、日本とアメリカの両国で新型コロナウイルス感染者増加が深刻化し、外出制限令が目の前に迫っていました。

IFCA 日本ユースチームの面々は、CYCとの出会いと協働の中で、カリフォルニア州には、社会的養護の当事者によってつくられた子どもの権利章典があり、州法としての位置付けがされていることを知りました。WIC 1661.9（ウェルフェア・アンド・インスティテューション・コード 福祉制度法 第1661.9条）、一般に「フォスターユース・ビルオブライツ」と呼ばれている法律です。当事者ユースたちは、社会状況の変化を反映するために幾度となくこの「ビルオブライツ（権利章典）」に加筆し、州内の里親家庭や施設に生活する子どもたちの権利擁護の基盤としてきました。

この米国視察研修旅行から帰国後、COVID-19の影響下にありながらも、日本のユースたちは、このカリフォルニア州の「フォスターユース・ビルオブライツ」を日本語に翻訳し、いずれは自分たちの「ビルオブライツ（権利章典）」を書き上げるための土台づくりのツールとして活用し、各条項に対する意見や考察を文字として残す作業をしてきました。2022年2月には、その途切れのない取り組みの外部への発信として「子どもの権利」についてのシンポジウムを開催しました。

虐待やネグレクトの犠牲となり、自分の意思ではなく住み慣れない場所に措置され、そこでの生活を強いられる。当事者になることは、ひとりの人間としてのコントロールを失うことだからこそ、自分の権利とは何かを意識的に考えることが重要になります。IFCA ユースたちの場合は、カリフォルニア州のユースの権利章典を注意深く読み、自身の生活に照らし合わせ、それでは自分たちはどうしてほしいのか、日本の当事者の権利はどのようになるべきなのか、社会的養護の「専門家」としての知恵と経験とスキルを使いながら、協議してきました。

IFCA ユースたちが、自立やリーダー育成のためのツール開発や実施など、様々なプログラムを推進する中で、この「子どもの権利プロジェクト」はかれらの全ての活動の核となっています。いつか、この IFCA ユースたちの活動が、日本の社会的養護にとっても重要な役割を果たすに違いないと確信しています。

栗津美穂 IFCA エグゼクティブ・ディレクター

## 1. 子どもの権利プロジェクトについて

### (1) はじまり…2020年の渡米プロジェクト（香坂ちひろ）

プロジェクト発足のきっかけは、2020年 IFCA 渡米プロジェクトにてカリフォルニアを訪問した際にカリフォルニア・フォスターケア・オンブズパーソン(カリフォルニア州全体の社会的養護に特化したオンブズパーソン)であるロシェル・トロッチェンバーグさんにお会いする機会をいただき、フォスターユース・ビルオブライツについて教えていただいたことでした。下の写真が実際にお会いした時の写真です。



この時は日本のユース2名から日本の社会的養護の現状についてお話をさせていただき、ロシェルさんからどうすれば子どもにとってより良い社会的養護が実現できるかアドバイスをいただきました。そしてカリフォルニアでは社会的養護の元で暮らす子どもの為の権利章典フォスターユース・ビルオブライツ（以下、権利章典）があると教えていただきました。日本ではまだ子どもの権利自体メジャーではない中、社会的養護に特化した権利章典があることにとても驚きました。また権利章典の中では「私的利用のための、十分な収納スペースを確保する」などといった、守らなければいけない子どもの権利が明確に記載されており、この権利章典があることで子ども自身も自分にはどんな権利が保証されているか知ることができ、より安心して暮らすことが出来るのではないかと感じました。

帰国後、渡米の報告を兼ねて権利章典について IFCA 内で紹介したところユースから日本でも社会的養護に特化した権利章典を実現したいという声が上ががり、子どもの権利擁護とアドボカシーに取り組む「子どもの権利プロジェクト」が発足しました。

### (2) 子どもの権利プロジェクトのあゆみ（香坂ちひろ）

子どもの権利プロジェクトは2021年6月より活動を開始しました。活動当初集まったユースは、次のような思いを語ってくれました。

ユースAさん：子どもの権利を措置中に知らず、措置解除されてから知ったのでもっと権利について学びたい。そして他の人にも説明できるようになりたい。

ユースBさん：子どもの権利という言葉をよく聞くけど、よく知らない。よく知りたい。


ユースCさん：日本には浸透していない子どもの権利の問題を解決していきたい。日本でも子どもの権利章典を実現させたい

プロジェクトでは、現在までに10回以上のミーティングを行い、2022年2月26日（土）には「社会的養護が必要な子ども・若者の権利を考える」をテーマにシンポジウムを開催し、多くの方にプロジェクトの活動そして権利に関わるユースの経験や思いを発表させていただきました。

### （3）ユースとの協働

#### 1）ユースとSAの協働の意義（西村英一郎）

“ ユースとSAの協働 ” の意義



異なる知識と経験

- ⇒① 議論が深まる
- ② 影響を与え合い、各々に新たな視点
- ③ ユースが多様な職種の人と接点

仮訳作成では、ユース、大学の研究者、弁護士とエグゼクティブ・ディレクターが意見交換をしました。異業種が協働する意義は、「異なる知識と経験」の交流により知的刺激を与え合えることですが、殊にユースの実体験に基づく発言は、机上の空論ではないインパクトがあり、文献からではイメージが沸きにくい課題が見えてくるという大きな意義があります。また、ユース自身が、多様な職種の人とつながりを持つことができる機会になり、その縁がユース自身の視野の広がりや成長の礎になればとも願っています。

仮訳を通じて感じたポイントは、大きくは以下の2点です。第1のポイントは、具体的な内容が「権利」として州法に明示されている点です。

## 仮訳を通じて感じた「重要ポイントⅠ」

①かなり具体的に、  
②「権利」として、  
「州条例」に明示！



「当たり前の大切」  
を

見える化

### ア 「あたり前」を具体的に明示する必要性

いくつかの条文を、ユースたちが、自らの経験に基づき大切だと思った理由と共に紹介してくれました。「当たり前の大切」が自分たちには保障されていなかった。保障されるべき「権利」があるということすら知らなかった。そのような経験に基づくユースの話を、みなさんは、どのように受け止めるでしょうか。

そもそも、日本国憲法で保障しようとしている基本的人権とは、個々の人間を尊重（リスペクト）する<sup>\*1</sup>ことをベースに、人間であることにより当然に有するとされる「権利」です。近年、リスペクトを日本語の中で使用する人が増えていますが、私たちは、そのような敬意をもって、子どもたちに向き合ってきたといえるでしょうか。

ユースの声は、「あたり前」だから明示しないのではなく、「あたり前」のことを誰が見ても分かるように明示していく必要があることを示しています。

### イ 法律や条例で定める意義

国民の代表者である議員によって定めるということは、自分たちのことは自分たちで決める（自己決定）ということの制度的な現れであり、国民主権と結びついています。日本でも、この構造は同じですが、現行の法律や条例は、細かい内容は、行政による通知などに委ねてしまっています。この対比は、どのようなことが「権利」として保障されているのか分からなかったというユースの声の原因が、細かい内容を行政に委ねてしまっている点にあることを示唆しています。

カリフォルニア州では、ユースが主体的に声をあげることができる環境を整備し、そして、ユースの声を真摯に聴き、それを多くの人たちが支え、州法という形に昇華させたという経緯があったそうです。

「良きに計らえ」と委ねてしまうのではなく、主権者として自ら考え行動するというこの過程にも重要な意味があると思いました。

日本では、子どもを権利主体として明確に位置づけた構成に児童福祉法が改正されたのが2016（H28）年です。その意味では、子どもの権利の「意識化」はまだ緒についたばかりであり、学ぶべき点は多いと感じました。

\*1 憲法13条「すべての国民は個人として尊重される／All of the people shall be respected as individuals.」。



第2のポイントは、絵に描いた餅にしないための「運用システム」です。

## 仮訳を通じて感じた「重要ポイントⅡ」



「絵に描いた餅」  
にしないための  
『運用システム』

【例】

40 権利の説明を受けることができる

37 パーマネンシー計画等の参加の権利

38 パーマネンシー計画等の情報を受け取る権利

39 子ども・家族チーム会議の

開催条件にかかわる権利

### ア 判断材料としての情報提供

適正な情報提供がなければ適正な判断ができません。日本でも、「由らしむべし、知らしむべからず<sup>\*2</sup>」ではなく、適正な情報を知る権利は必要不可欠なものとして保障されています。この「当たり前」を具体的に権利として明示すべきです。

なお、実務運用においては、①「提供する情報はこれです」と一目で分かるようなメニュー表のようなA版1枚のペーパー、②どの場面でどういう方法で情報提供するというシステムが一目で分かるような流れ図のようなA版1枚のペーパーが準備できれば、かなり良くなるのではないのでしょうか。

### イ 手続参加の機会保障

日本でも自立支援計画をつくることになっており、その作成の際には子どもの意見を聴くことになっています。

しかし、子どもたちは、「手続きに参加している」、「自分に関わる大切なことだから、自分が関わって決めている」という実感を十分に持つことはできているのでしょうか。ユースから問われていることは、この「実感」部分に核心があり、制度的に求められることは、そのような実感を持ってもらえるように工夫された運用システムです。このような実感を持つことができれば、子どもたちは自分の人生の主人公として自己肯定感を高めつつ成長していけるのではないのでしょうか。

\*2 「由らしむべし知らしむべからず」

「論語」に由来。本来の意味は、「人民を為政者の施政に従わせることはできるが、その道理を理解させることは難しい。」だが、転じて、江戸時代に「為政者は人民を施政に従わせればよいのであり、その道理を人民にわからせる必要はない」の意味に使用されるようになった。

「意見を聴き、かつその意見を真剣に受け止めた<sup>\*3</sup>」といえるためには、(a)「子どもには自己に影響を与えるあらゆる事柄について、いかなる司法的及び行政的意思決定プロセスにおいても意見を表明する権利があること」、「表明された意見が結果にどのような影響を及ぼすか」について知らせた上で、(b)子どもの意見を聴き、(c)その成熟度等に応じて (due weight) 相応に考慮し、(d)子どもの意見がどの程度重視されたかを、子どもにフィードバックする必要がある、(e) 不服申立手続が保障されている必要があるといわれています<sup>\*4</sup>。チームとして対応するということが言われて久しいですが、(a)~(e)の視点を意識して、組織のシステム内に位置づける工夫をすれば、現行制度においても、「自分に関わる大切なことから、自分が関わって決めている」という実感を子どもが十分に持つことができる運用は実現可能ではないかと考えています。その実現のために一歩踏み出すためにも、法律でこれらのことを「権利」として定めるということが重要だと思えます。

例えば、ある程度の年齢になった子どもの支援計画を立てる場合には、「応援会議」or「支援会議」などの名称のもと、支援者が各々の役割分担を意識して、子どもと現状を共有し、子どもの意見を聴いて意見交換しながら、支援計画を完成させ、それを共有する。これは、参加の有用性を子どもに感じてもらえたかどうか成功の鍵で、その話し合いの過程は、実質的な理解を高めるため、ホワイトボードを使用するなど、視覚的にも情報を共有しながら意見交換できるように工夫して実施される。そんなことがあらゆる場面、例えば、里親委託の最初の場面、子どもと課題共有しなければならない困難な事態が生じた場面や、子どもの自立準備の場面などでも、行われるようになって欲しいと願っています。

## 2) 日本における子どもの権利の位置づけ (長瀬正子)

# 日本における社会的養護で育つ子どもの権利

- 1989年子どもの権利条約採択、1994年批准
- 2016年児童福祉法改正、子どもの権利の理念が取り入れられる
- 子どもの権利条約 第20条 家庭環境を奪われた子ども等に対する保護および援助
  - 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
  - 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 2009年 代替養育のガイドライン

25

私は、2000年ごろから施設や里親家庭で育つ子どもたちに配布される『子どもの権利ノート』という冊子の取り組みを通じて、社会的養護で育つ子どもの権利について考えてきました。ここでは、日本におけ

\*3 意見表明権 (子どもの権利条約 12 条)。

\*4 国連子どもの権利委員会 一般的意見 12 号(2009 年)

る子どもの権利の位置づけや現状と、私たちがカリフォルニア州の権利章典からどんなことを学べるのかという点について述べたいと思います。

1989年に国連で子どもの権利条約が採択され、1994年に日本は批准をしています。長らく法改正が求められながらもなされず、ようやく2016年になって児童福祉法の第1条・第2条に子どもの権利の理念が盛り込まれました。

子どもの権利条約では、第20条において社会的養護で育つ子どもの権利が示されています。家庭環境を奪われた子どもの保護および援助の条文です。私自身は、上のスライドの下線部分「国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する」という点が重要だと考えています。国連は、基本的に家族を子どもが育つ環境、基礎的な集団に位置づけています。そして、子どもが自分のルーツでもある保護者と暮らせるように、親の責任（第5条）と保護者が子どもを養育できるように国が援助すること（第18条）も示されています。それでもどうしても離れないといけない場合に、社会的養護の仕組みがあるわけです。ですので、権利条約には、保護者と分離されないようにするための権利は複数示されています。いろいろな努力をしても保護者と分離せざるを得ない子どもだからこそ、「特別な保護及び援助」、「特別な」という点が非常に大切であると考えています。つまり、社会的養護の営みが、子どもにとって「特別な保護と援助」になり得ているのかと考えさせられます。

国連の流れとしては、日本に限らず、保護者と離れて暮らす子どもが非常に困難な状況を生きていることを踏まえて、2009年に代替養育のガイドラインが策定されました。カリフォルニア州の子ども・若者の権利章典については、私たちはずっと内容について議論を重ねてきました。この権利章典が策定される経過については、十分フォローできていないのですが、本報告書の「2. カリフォルニア州の社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典（Foster Youth Bill of Rights）の背景と内容」を見ていただくと、参考になるかと思えます。

## カリフォルニア州の子どもたちのための権利章典

- カリフォルニア州の当事者ユースたちによって、権利が表現され、それが法律になっているということ
- 権利がリストになっていることにより、自分たちの「常識」が問い直される経験（ユースたちとの協働）
- 多様性、セクシャリティーへの配慮、より権利が奪われやすい当事者の状況を変えていくための概念化に学ぶ
- 「子どもの権利を学びたかった」というユースたちの思い、これは広く日本社会の子ども・若者とも重なる点

25

私たちは、この1年間、ユースとともにカリフォルニア州の権利章典の条文を読み解いてきました。この条文がなぜあるのだろうか、あるいは、この条文が示す状況はどのようなものだろうか、あるいは日本だったらどのような状況が想定されるだろうかといった点について話し合ってきました。

日本では、児童福祉分野では子どもの権利というのは、ずいぶん言葉としては浸透してきました。ただ、それが具体的に何をどのようにすることが子どもの権利を保障することになるのか、といった生活の言葉にしていくには、まだまだ距離があると私自身は感じています。ユースの皆さんのスピーチ（本報告

書では、3. カリフォルニア州の社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典（日・英）を参照のこと）は、ユースの皆さんの物語、経験のなかで感じてきた思いというのは、いかに権利と日常が分かちがたく結びついているのかということ、権利が奪われているということがユースの人たちの人生をどんなふうに削ったのか、奪ったのか、ということに気づかされます。

そして、前述の西村さんの原稿にもありますが、州法のなかで具体的にリストとして定められるということが、細かく具体的に子ども・若者に何を保障すべきかということをつかりやすくしています。また、響さんのスピーチ（本報告書3. カリフォルニア州の社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典（日・英）第4条を参照のこと）は、大舎制という養育環境では個別の権利がまもりにくい状況にあったことがよくわかるものでした。子どもの権利というのは資源を必要とするので、権利を実現するための資源が大舎制という環境では難しい部分がたくさんあったということだと思います。そして、子どもたちは一人ひとり個性があり、それぞれ大切にすることが必要であるという当たり前のことに再度気づかされます。

権利条約第2条では、すべての子どもが条約に書かれている権利を同じように持っていることを示します。一人ひとりの子どもの権利がどのように保障され、あるいは保障されていないかということ、子どもの側から捉えることを助けるように思います。そして、権利章典ではそれがリストという形で、より具体的に明示されているわけですから、私たちが一人ひとりの子どもの実態に応じて必要な手立てを考える際のヒントになると思います。権利章典の学びを通じて、改めて、権利というのは具体的に活用できる合理的なものであることに気づかされました。

次に、権利がリストになっていることにより、自分たちの「常識」が問い直される経験、について説明します。例えば、「第18条 LGBTQ・SOGI について文化的能力と配慮のある専門職による養育を受ける権利」では、「子どもの日々のケアにあたる養育者や、ケースを担当する児童福祉司や保護観察員や弁護士が、家庭外措置されているレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの子どもたちに適切なケアを提供するための最善の方法について指導を受けることにより、性的指向（SO）、ジェンダーアイデンティティ（GI）と性表現（見た目や言動などで表す性）を理解し、適切な対応をする文化的能力と配慮を持ち合わせていること。」と示されています。セクシャリティーが非常にグラデーションであるということ、私自身も学びながらいますが、やはり社会的養護に限らず日本社会全体が繊細さに欠けると感じています。このように条文になっていると、現在の日本の状況は変えていかなくてはならないなあと改めて考えさせられます。

次の、「多様性、セクシャリティーへの配慮、より権利が奪われやすい当事者の状況を変えていくための概念化に学ぶ」について説明します。本報告書の資料にある権利章典（日本語訳）（項目）では、**公平性／マイノリティへの配慮**では先住民インディアンやセクシャルマイノリティーの子どもたちの条文があります。これらの条文は、先ほどの第2条にかかわっていて、子どものなかでも権利が奪われやすい子どもたちへの配慮がよく書かれているとあって、学ぶ点が多いと思います。

最後の「『子どもの権利を学びたかった』というユースたちの思い、これは広く日本社会の子ども・若者とも重なる点」については、本報告書の1（2）子どもの権利プロジェクトのあゆみにもありますが、プロジェクトが始まるにあたって最初に話し合ったなかで、ユースたちが「子どもの頃に知っていたらよかった」、「子どもの頃に知っていたら職員さんに話すこともできたのに」という言葉がありました。子どもの頃に子どもの権利を学びたかったというのは、当事者ユースだけではなく、日本の子ども・若者全般に言えることだと思うのです。ただ、社会的養護を必要とするような非常に厳しい状況を生きてきた子どもであるからこそ、自分が奪われてきた経験を「助けてほしい」とか「こんなの、おかしい」と思うためには、子どもの権利を学ぶことが不可欠だと思います。権利を学び、知ることは、子どもやユース

の強い味方になると思います。なので、この点は、社会的養護のユースにかかわっても非常に大事なことで、日本全体の課題でもあるのではないのでしょうか。

#### (4) 今後の展望 (香坂ちひろ)

子どもの権利プロジェクトでは、2022年度より日本版のフォスターケア・ユースビルオブライツ、つまり社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典の作成に取り掛かる予定です。作成にあたっては、保護された時や社会的養護のもとで暮らしていた時にどんな権利があったら安心することが出来たか、ユースの声をヒアリングし、カリフォルニア州の権利章典と同じく、ユースの気持ちや声が元になった、真に子どもの為の権利章典を作成したいと考えています。

そして2023年度以降は、プロジェクトの最終目標である、日本でも社会的養護に特化した権利章典を制定する、つまり具体的な法制化の動きにつなげていくようロビー活動などを進めていく予定です。

この権利章典の制定が実現すれば、社会的養護に関わる全ての方が守らなければいけない子ども権利を明確に知ることが出来ます。現在問題となっている社会的養護で受けられるケアの地域差や個人差、一時保護所、児童養護施設、里親家庭などでの生活環境の差などがなくなり、子どもが平等に同じ環境で同じ権利を持ち、安心して暮らすことが出来るようになると考えています。

## 2. カリフォルニア州の社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典（Foster Youth Bill of Rights）の背景と内容

ここでは、2021年12月に実施された、アメリカ・カリフォルニア州の社会的養護における当事者活動 CYC (California Youth Connection)による第2回研修プログラム「Foster Youth Bill of Rights 社会的養護の当事者のための権利章典」における講演録を記載します。この講演は、IFCA に所属するメンバー以外も参加する公開の講演会でした。講演者は、CYC ジャスミンさんとカリフォルニア州オンブズパーションのロシェルさんです。

### (1) CYC(California Youth Connection)とは



まず、カリフォルニア・ユース・コネクションについての説明から始めたいと思います。カリフォルニア・ユース・コネクションはCYCと呼ばれます。ミッションは、当事者ユース主導の組織として、立法政策、児童福祉の実践に働きかけて、社会的養護のシステムに変革をもたらす、そのために仲間やコミュニティをエンパワーするリーダーを育てることです。

## CALIFORNIA YOUTH CONNECTION カリフォルニア・ユース・コネクション



The **mission** of California Youth Connection (CYC), a youth-led organization, is to develop leaders who empower each other and their communities to transform the foster care system through legislative, policy, and practice change.



カリフォルニア・ユース・コネクション（CYC）のミッションは、当事者ユース主導の組織として、立法や政策、そして児童福祉の実践に働きかけて社会的養護のシステムに変革をもたらすために、仲間やコミュニティをエンパワーするリーダーを育てることです。

政策を変えるということは、法律にも関わっていますし、その背後で関わっている政策にも関わっています。そして、日々の実践についても取り組んでいる組織になります。

もう一つ、CYC で大切にしている考え方があります。それは私たちなしで、私達のことが政策であれ、法律であれ、決められてしまうというものはありえないという考え方です。私達自身も、ユースとして色々なことを決定する際にステークホルダーの一員ですし、中心メンバーである必要があるという考え方です。

## IFCA Mission Statement IFCAのミッション

- IFCA's mission is to advance the child welfare system through exchange of ideas, collaborative work, and creating connections across the globe.
- IFCAのミッションは、国を超えた、多様な考えの交流、協働、つながりづくりを通じて、子ども家庭福祉のシステムを前進させることです。



こうした考え方をもっている団体と協働できることは私達にとってとても嬉しいことですが、そのひとつがIFCAで、IFCAもまた、上のようなミッションを掲げてユース主導の取り組みをされています。

ここからは、社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典（Foster Youth Bill of Rights、以下権利章典）について話をしていきますが、権利章典を子どもが親しみをもって学べるようにするために、子どもの塗り絵の冊子があり、塗り絵をしながら子どもの権利を学べるものになっています。社会的養護にある子どもたちにこの冊子を配布して、自分の権利が学べるようにしています。

権利章典の内容に入る前に、まずは「権利とはなにか」ということについてお話をしていきたいと思います。権利とは一般的に法的保護を含んだ付与されるもので、多くの場合は様々な自由が含まれています。例えば生活や財産の享受を阻害するものからの保護や投票、裁判所に行くことといった市民が享受すべき市民権などが含まれています。

### （2）社会運動の歴史

ここからは、CYC のジャスミンより説明をします。権利にかかわる社会運動がどのように起こったか、その歴史についてお話をしてくれます。それは、私たちにとってとても大切なことで、どのようにしてそのような運動が起こったのか、どのようにその権利を実現することができたのか、その戦略についても学べるかもしれません。

## Women's Rights Movement, 1848 女性の権利運動 1848年



- Seneca Falls Convention was the start to the Women's Rights Movement, which focused on the economic, social, and civil advancement of women in the U.S.
- セネカフォールズ会議は、アメリカで女性の経済的、社会的、市民的地位の向上に焦点を当てた「女性の権利運動」の始まりでした。

1つ目に紹介するのは女性の権利運動です。これは、1848年の夏、女性の権利の発祥とも呼ばれているセネカフォールズ会議というものです。アメリカで女性の経済社会、市民的地位の向上に焦点を当てたもので、その当時、一番問題視されていた女性の投票権についての運動が起きました。当時、投票権というものが機能していなかったり、そういったものがなかなか認められないような時代にありました。

どのようにこの運動を進めたかというところですが、まずは人々が集まる機会をつくり、どのようなことが今問題になっているのかということ話し合い、その問題を浮き彫りにするということから始まりました。

## Aboriginal Land Rights in Australia オーストラリアのアボリジニ 先住民土地権



Also known as Indigenous Land Rights refers to the struggle for and subsequent attainment of land and water ownership by Australian Aboriginals and Torres Strait Islanders, post colonization of Australia in the 1700s.

「先住民土地権」とも呼ばれ、1700年代にオーストラリアが植民地化された後、オーストラリアのアボリジニやトレス海峡諸島民が土地や水の所有権を求めて闘争し、その後、権利を獲得しました。

2つ目にご紹介したい権利運動は、オーストラリアのアボリジニという先住民の土地の権利で、これは先住民土地権とも呼ばれています。1700年代にオーストラリアが植民地となった後に、オーストラリアのアボリジニやトレス海峡の諸島民が、土地や水の所有権を求めて闘争し、その後権利を獲得したという運動です。

### (3) なぜ社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典は重要か

次に、権利章典とは私たちにとってなぜ重要か、というところから話をしていきます。

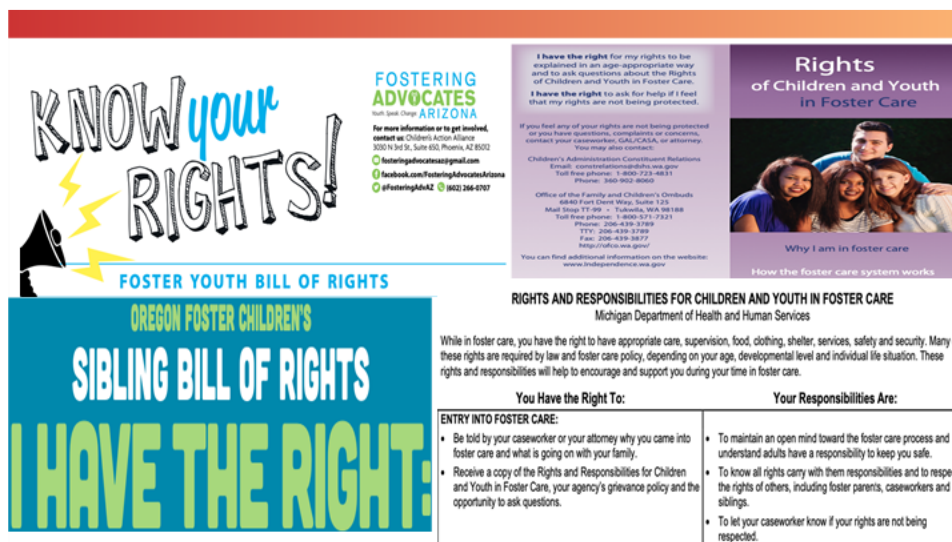
個人的には教育がとても重要だと感じています。教育にかかわる権利が認められていく中で、様々なことが獲得されていったと思います。個人的には大学を卒業できたことで、様々な未来が開けていったので、



自分にとってはとても大切であると感じました。

それ以外の重要な点としては、フォスターユースにとってのケアがどのようなものであるか、ということの人々に伝える助けになっています。他には、ケアの法的基準を確立する役割を果たすことや、きょうだいや家族の永続的なつながりを維持するための法的な保護を確立する意味合いでも重要だと感じています。

権利章典が存在するという事は、権利章典ができる以前にはなかった、子どもにかかわる基本的な保護を提供するという役割をしています。フォスターユースのニーズを確実に満たすための、説明責任（アカウンタビリティ）の仕組みをより明確にします。



上の図は、アメリカにおける様々な権利章典がどのように示されているかをあらわしたものです。左上がアリゾナ州のもので右上がワシントン州、左下がオレゴン州のもので、右下がミシガン州のものになります。

## Legislative History of the Foster Youth Bill of Rights フォスターユース権利章典の立法史

### SB 933 (THOMPSON): STATE FOSTER CARE OMBUDSMAN

California gained its first foster care ombudsman because of the efforts of CYC youth on SB 933 (Thompson, Chapter 311, Statutes of 1998). The ombudsman's office has a statewide toll free number, 1-877-846-1602, where **youth can register complaints or concerns regarding the foster care system.**

### 上院法案 933 (THOMPSON) : 州のフォスターケア専門のオンブズマン

カリフォルニア州は、上院法案933（Thompson 第311章 1998年制定）に関するCYCユース達の働きかけと尽力により、初めてフォスターケア専門のオンブズマンを獲得。オンブズマンのオフィスには、ユースが社会的養護制度についての苦情や懸念事項などを相談できる、州のフリーダイヤルがある。（1-877-846-1602）

どの州においても大切にされていることは、法案がどのようにできてきたかということが関わっています。1つは上院法案の 933 というもので、トンプソン氏が制定したものです。これは、州においてフォスターケア専門のオンブズパーソンが制定されるというものです。この法案によって、初めてフォスターケア専門のオンブズパーソンができました。そして、この法案がつくられた背景には、フォスターユース、CYCのユースたちの働きかけがありました。

オンブズパーソンのオフィスには、ユースが社会的養護の制度について、何か困ったことがあったときに苦情を伝えたり、心配事などを相談することができる州のフリーダイヤルがあります。本日の講義では、オンブズパーソンの方も参加してくださっていますので、後ほど直接質問をするという機会を設けたいと思います。

## Cont. Legislative History of the Foster Youth Bill of Rights フォスターユース権利章典の立法史（続き）

### AB 899 (LIU): FOSTER YOUTH BILL OF RIGHTS

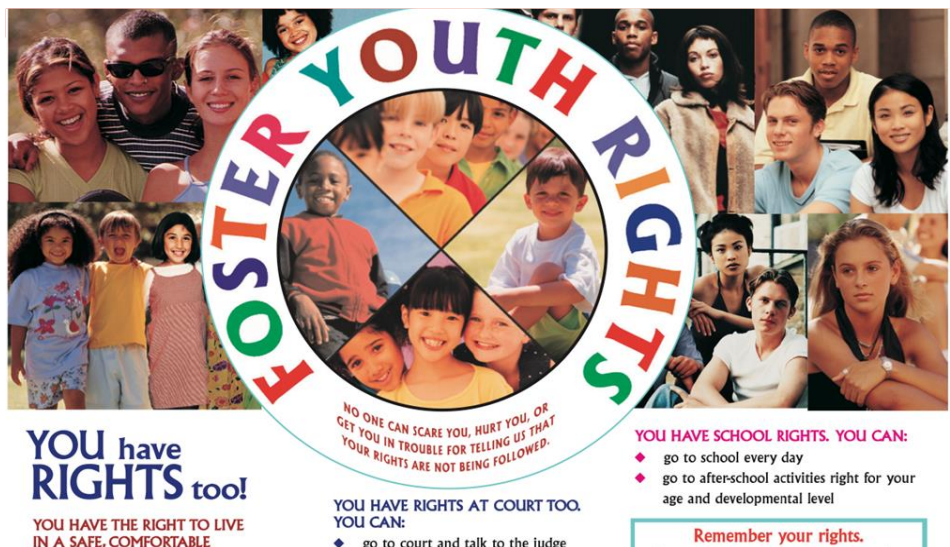
After several attempts to put the rights of foster youth into California law, CYC realized success in 2001 as the foster youth bill of rights became law. **AB 899 (Liu, Chapter 683, Statutes of 2001) consolidates all of the rights of foster children into a common location in California law.** It also *requires social workers to inform youth of their rights at least once every six months.* Finally, AB 899 *requires the list of rights to be posted in facilities that care for six or more foster children.*

### 下院法案899 (LIU) : フォスターユース権利章典

フォスターユースの権利をカリフォルニア州法に盛り込もうとする試みが何度か行われた後、2001年にフォスターユース権利章典が法制化されたことでCYCは成功を収めた。下院法案899 (Liu 第683章 2001年制定) により社会的養護にいる子どもの権利全てがカリフォルニア州法として位置づけされた。またソーシャルワーカーは少なくとも6ヶ月に一度、ユースに彼らの権利について知らせることが求められる。下院法案899は、6人以上の里子を養育する施設に権利の一覧を掲示することを要求している。

もう一つ重要な法案が、下院法案 899 で権利章典について書かれたものです。CYC は、カルフォルニア州の州法にフォスターユースの権利を盛り込もうとしてきました。この法案ができたことによって、社会的養護にいる子どもの権利全てが、カルフォルニア州の法案として位置づいたこととなります。

ソーシャルワーカーは、少なくとも半年に 1 回はユースに自分自身の権利について必ず知らせることが義務付けられています。また、下院法案 899 によって、6人以上が生活している里親さんのホームでは、権利の一覧を必ず掲示することが求められています。



下院法案 899 によって州法の一部として位置づけられる以前は、権利というものがなかなか標準化されて打ち出されるということはありませんでした。こうしたなか、21 個の権利がユースにあるということ、特に家庭環境で生活していない、施設などで生活をしているフォスターユースや子どもたちにとっての権利を、21 個の権利にまとめた映画、これはカルフォルニア州のものになりますが、例えばこちらのパンフ

レットがその例になります（上図）。こういったものによって、施設で生活する子どもたちの権利が守られ、標準化されて、そしてまもられるようになってきました。

## Legislative History of the Foster Youth Bill of Rights フォスターユース権利章典の立法史

### AB 1067 (GIPSON): FOSTER YOUTH BILL OF RIGHTS

Assembly Bill (AB) 1067 helps to specify a more comprehensive list of the rights of foster children, and ensure that all foster youth are fully informed of their rights. Specifically, this bill requires the convening of a working group to recommend updates to the Bill of Rights that explicitly includes foster youth and foster parents. The working group is charged with reviewing federal and state law to identify the rights of children in foster care, recommending necessary updates to the Foster Youth Bill of Rights, **reviewing the manner in which foster children are apprised of their rights**, and recommending changes in the frequency or ways in which foster children are notified of their rights.

### 下院法案1067（GIPSON）：フォスターユース権利章典

下院法案1067は、社会的養護にいる子どもの権利をより包括的に規定し、全てのフォスターユースがその権利について十分に知らされることを確約するために制定された。具体的には、里親やフォスターユースを明示的に含む、権利章典の改定・更新を提言するためのワーキンググループを招集することが求められた。このワーキンググループは、社会的養護にいる子どもの権利を明確にするために連邦法と州法の見直しや、フォスターユース権利章典に必要な改定の提言、**社会的養護にいる子どもの権利の評価方法の見直し**、社会的養護にいる子どもが自らの権利について知らされる頻度やそのやり方について変更の提言が任務とされている。

そういった流れのなかでできた重要な法案が、下院法案 1067 です。これは、社会的養護にいる子どもたちの権利をより包括的に規定をするもので、全てのフォスターユースがその権利について十分に知らされるということが確約されるために作られました。

具体的には、里親やフォスターユースを含んだ、権利章典の改定や更新を提言するためのワーキンググループをつくることが含まれています。ワーキンググループには、社会的養護にいる子どもの権利を明確にしたり、連邦法や州法の見直しをしたり、ユースの権利章典に必要な提案をしたり、社会的養護にいる子どもの権利の評価や方法の見直し、そして社会的養護にいる子どもが自らの権利をきちんと知るといふ、その知らされる頻度や方法についても提言を出すことが、義務付けられています。

この点がなぜ重要かという点、ひとつは法律や方法などが変える必要がある場合、随時ユースが声をあげることができることがあげられます。そして、自分の人生や生活に関わる関係者、ステークホルダーたちと協働しながら、この変革そのものにユース自身が関わっていく、声をあげることができるといった意味合いでも非常に重要です。

# Legislative History of the Foster Youth Bill of Rights

## フォスターユース権利章 典の立法史

AB 175: Modernizing the Foster Youth Bill of Rights;

This bill modernizes California's Foster Youth Bill of Rights by adding rights related to culturally competent care, cultural services and activities, case plan and court records, computer technology, and the internet, grooming products regardless of identity or expression, privacy and respect towards LGBTQ status and gender identity, **and being placed in the least restrictive setting, among others.**

下院法案175：フォスターユース権利章典の近代化  
この法案は、文化的に配慮が必要なケアや、文化的なサービスや活動、ケースプランや裁判所の記録、コンピューター技術、アイデンティティ表現に関係ない衛生用品、LGBTQの地位とジェンダーアイデンティティのプライバシーと尊重、**もっとも制限の少ない環境に措置されるといった内容を追加することにより、カリフォルニア州フォスターユース権利章典の近代化するものです。**

先ほどの法案と同様に、非常に重要な法案が下院法案 175 です。これはすでにできた権利章典をより近代化して、時代に合わせたものにしましたものです。具体的には、文化的に配慮が必要なケア、ジェンダーについてもたくさん盛り込まれています。例えば、サービスや活動もそうですが、ケースプランや裁判所の記録、コンピューター技術、アイデンティティや表現に関すること、自分が使う衛生用品やプロダクトについても LGBTQ の地位や表現を考慮したものが、ここには組み込まれるようになっています。アイデンティティにかかわるプライバシーや尊重を、ユースは最も制限が少ない環境で措置され、権利章典であげられているものが尊重されるべきだという内容が組み込まれています。

## Types of Foster Youth Rights フォスターユースの権利の種類

Placement/Court 措置/裁判所	Social/Permanent Connection 社会的/ 恒久的つながり	Education 教育
To be free from physical, sexual, emotional, or other abuse, corporal punishment, and exploitation. 身体的・性的・感情的、その他の虐待、体罰、搾取からの自由	To visit and contact siblings, family members, and relatives privately きょうだい、家族、親族を個人的に訪問し、連絡をとること	To remain in the child's school of origin 子どもの出身校に残れるようにする
To be placed in the least restrictive setting possible 可能な限り、制限の少ない環境に置かれること	To attend religious services, activities, and ceremonies of the child's choice, including, but not limited to, engaging in traditional Native American religious practices. 伝統的なネイティブアメリカンの宗教行事に参加することなどといった、子どもが選んだ宗教的行事、サービス、活動などに参加すること	To immediate enrollment upon a change of school 転校の際、すぐに入学できるようにする
To be free of all psychotropic medications unless prescribed by a physician 医師の処方がない限り、あらゆる向精神薬を使用せず自由になること	To have social contacts with people outside of the foster care system 社会的養護制度以外の人との社会的つながりを持つこと	To partial credits for any coursework completed 履修した単位を移行できるようにする

上図にあるのが、フォスターユース権利の種類になります。

左側は「措置や裁判所」に関わるものですが、1つ目に身体的、性的、感情的、その他の虐待、体罰、搾取からの自由というのが掲げられています。先ほど少し触れましたが、できる限り制限の少ない環境にユースは置かれる必要があるというもの、医師の処方がない限りはあらゆる向精神薬などから自由になる、つまり必要以上に処方されるということがないことを掲げたものになります。

真ん中の列が、「社会的そして恒久的なつながり」というもので、1つ目がきょうだいや家族、親族を個人的に訪問したり連絡をとる自由というのが掲げられています。その下には、子どもが選んだ宗教的行事やサービス、活動などに自由に参加すること、例えば伝統的なネイティブ・アメリカンたちの儀式なども含まれます。3つ目は社会的養護のシステム以外の人と、社会的つながりを持つ自由というのも掲げられています。

「教育」は、右側の列になります。1つ目は子どもの出身校になるべく残れるように配慮したり、それから転校が必要になった場合にはすぐに学校に行けるようにしたり、あるいは履修した単位を、特に措置の場所が変更になったときには、その履修した単位の一部を移行できるようにしたりすることが含まれます。

## Critical Recent Changes to the Foster Youth Bill of Rights

### フォスターユース権利章典の最近の重要な変更点

**Inclusion of Rights for Indian & Alaska Native Children and ICWA policies**

**インディアンとアラスカ先住民の子どもの権利とICWAポリシーを含める**

**More detailed language around support, access, and privacy for LGBTQ+ youth in foster care, specifically regarding their care, placement, and services**

**社会的養護にいるLGBTQ+の若者への支援、アクセス、プライバシー、特にケア、措置、サービスに関するより詳細な記述**

**Included Existing Education Rights for Foster Youth**

**フォスターユースのための既存の教育権を含める**

**Explicit mandate for the Office of the Foster Care Ombudsperson to both disseminate materials on Foster Youth Rights as well as train foster youth and child welfare/juvenile justice professionals on Rights.**

**フォスターケアオンブズパーソンに、フォスターユースの権利についての資料を普及させることと、フォスターユースや児童福祉、少年司法の専門家による権利に関する研修を行うことを明確に委任する。**

先ほど権利章典が近代化されてきているとお話しましたが、それをまとめたのが上のスライドになります。これは、先ほど 21 項の権利としてまとめられているといたしました。さらに、その中に 41 個のフォスターユースの権利が今では掲げられています。紹介しているのはほんの一部になります。

権利章典にかかわる近年の重要な変更点の 1 つには、インディアンとアラスカの先住民の権利やポリシーを含める点や、社会的養護にいる LGBTQ の若者に対する支援、配慮があげられます。フォスターユースのための既存の教育権が含まれ、LGBTQ の若者への支援、サービス、特にケア、措置に関するより詳細な記述が盛り込まれるようになりました。

そして、もう 1 つはフォスターケアのオンブズパーソンに、フォスターユースの権利についての資料を普及させることを義務付けたり、フォスターユースや児童福祉、少年司法の専門家による、権利に関する研修を行うということを明確にしたりすることが含まれています。

今日は、ロシエルさんというオンブズパーソンがこの講演にも参加してくださっています。もともとオンブズパーソンがいるオフィスには、そういった権利をまとめた資料などを配布することが義務付けられていました。さらに、そこにトレーニングも必ず行うことを義務付けました。この点は非常に重要で、トレーニングがあるからこそ、きちんとしたソーシャルワーカーや、少年司法に関わる専門家、フォスターユース自身、それに関わる人たちがきちんと権利について学び、そして実践し、確認するということが行われています。

このような、権利を誰もが知っていることを確実にするという働きがあります。ここで言う「誰も」とは、ユース、それにまつわる説明責任のある人、アドボケイトする人、そしてスタッフも含まれます。スタッフに含まれるのは、里親、ソーシャルワーカー、カーサと呼ばれる特別弁護士、委任を受けた特別なフォスターユースに関わる人です。そうした人々がきちんと資料を手に入れることができ、今日のようなワークショップで権利について話し合うことで、きちんと権利を学ぶ・知るということを確実にしています。



## フォスターユースの権利 ハンドブック

# FOSTER YOUTH RIGHTS HANDBOOK

上のスライドが、フォスターユースの権利をまとめたハンドブックの表紙になります。ハンドブックの中身を少しご紹介すると、私の個人的な権利についての質問と答えが書いてあります。

### 私の個人的権利についての質問と答え

---

私が生活している場所で、どのように扱われるべきか 

あなたには、安全で健康的で快適な家庭で、尊重されて生活する権利があります。

あなたには、家族、社会、政治的な結びつきなど、あなたの部族やコミュニティの社会的・文化的基準を維持する家庭に住む権利があります。

あなたには、健康的な食事と、体に合った十分な衣服を持つ権利があります。あなたの文化、民族性、ジェンダーのアイデンティティや表現を尊重する衣服を持つ権利があります。

あなたの文化、民族性、ジェンダーのアイデンティティや表現を尊重した衛生用品や化粧品（石鹸、シャンプー、デオドラント、女性用品、化粧水など）を持つ権利があります。つまり、あなたの髪や肌のタイプに最適なヘア&ボディ製品を使うことを意味します。あなたの養育者は、上記のすべてをあなたが持っていることを確認する必要があります。

私が生活している場所で私がどのように扱われるべきか、ということが書いてあるのですが、上にようにユースにとって、とても分かりやすい言葉で書かれています。質問が上記のように書かれ、答えがすぐに下に書かれており、理解しやすい形になっています。

## Who ensures Foster Youth Rights are Protected? 誰がフォスターユースの権利を確実に保護するの？



このスライドには、では、「誰がフォスターユースの権利を確実に保護するのか？」ということが書かれています。フォスターユースや権利を保護することを任務としている機関は、裁判官だけではなくて、措置に関わる人や社会福祉に関わる人、少年司法に関わる人など、様々な人・機関というものが存在します。しかし、州のオンブズパーソンというのは、なかでも重要な役割を持っています。フォスターユースの権利侵害が起きたときに、その事例を調査し、それに必要なケアやサービス、措置に関する苦情を解決するために尽力をしたり、必要な介入をするという立法上の、法的な義務を負っている特別な役割を担っています。

今日は、ロシェルさんという実際にオンブズパーソンをされている方をご紹介しますと思います。

### (4) オンブズパーソンとは

みなさん、こんにちは。ロシェルと申します。私は、カルフォルニア州のフォスターケアのオンブズパーソンとして、オフィスで仕事をしています。このような会で、みなさんにお会いできることをとても嬉しく思っています。私の役割の1つは、子どもの権利をまもることで、子どもの権利を確実にまもるために日々オフィスや様々なところで尽力をしております。

オンブズパーソンのオフィスは、アメリカの社会福祉省にあって、その中で独立した支部になっています。フォスターユースからでてきた苦情や懸念事項を実際に調査して、彼らの権利をまもる仕事をしています。

オンブズパーソンのオフィスでは、さきほど少し触れましたが権利に関わる資料やリソースを共有したり、フォスターユースや社会福祉、児童福祉、社会福祉の専門家や地域に向けてフォスターユースに権利についてのトレーニングを行うということを、任務の1つとしています。

それに加えて、例えばオフィスで受理された苦情や、実際に調査した内容というものをデータとして収集し、必要に応じてフォスターユースの権利章典の内容を組み替えていたり、改定することを検討してきます。この見直しは、実際にフォスターユースの権利章典の更新や改定につながるということは、とても重要であると感じています。



この権利章典ができた歴史について今日は学びましたが、「なぜ、できたのか」というところで重要な点は、権利章典ができる前までは、家に住むことができなくなって社会的養護に入ったユースたちが一体どのようなケアを受けているのか、受けるべきなのかということが、全く確認されていなかったのです。もともと家にいた時には虐待環境にあり、措置された後もあまり環境が改善されていなかったという状況がありました。ユースは社会的養護を受けるにあたって自分が何か悪いことをしたわけではないですし、そういった環境を生み出したわけでもないので、ケアのクオリティを確実にものにしよう、高めようという、そういった試みの中でできあがってきたのが、この権利章典です。

また、このオンブズパーソンのオフィスの位置づけについてなんですけども、繰り返しになりますが、社会福祉省の独立した支部・機関ということなので、例えば何かユースから苦情がきたときに、その苦情を調査するのですが、あくまでも非公式なもので部分的なものです。苦情を受けて何かを制限したりとか、罰則を与えたりとか、そういった権限があるわけではないのです。ですが、社会福祉省では権限をもっているのです、調査した内容を報告して、公式に調査をする、部分的な調査の役割を担っている役割になります。

## (5) 質疑応答

Q1：フォスターユース・オンブズパーソンになるには、どういうプロセス、どういう人が任命されるのか、ロシェルさんがどうやって選ばれたのか、教えてください

A1：どのように（オンブズパーソンが）選ばれるかということなのですが、例えば、私（ロシェルさん）がその職種に興味があるということで申請をします。そこでいろいろな申請者がいると思うのですが、パネルと呼ばれる審議委員会で審査を受けます。その書類審査をするのが審議委員なのですが、そこに含まれているのが例えばフォスターユースだったり、CYC なんかもそのパネルのメンバーには含まれています。つまり、その州の社会福祉省が認めた審議委員たちがまずは審査をして、その後でそこで認められた人たちが実際に面接を受けて、そして最終的に選ばれた方がオンブズパーソンになるという流れになっています。

Q2：ユースであることは必要条件ではないのですか？

A2：社会的養護の経験があることが、このオンブズパーソンにとっての必須かどうかですが、必要条件ではありません。ロシェルさんのように社会的養護の経験があってオンブズパーソンとして役割を果たしている方は、本当にその経験という意味で重要であると感じています。ですが、ロシェルさんの前のオンブズパーソンの方は例えば社会的養護の経験はもっていませんでしたが、だいたい20年くらいその仕事をされていました。

権利章典があるということに加えて、その権利章典は誰が監督をしているのか、誰をきちんとまもっているのか、誰がパワーをもっているのか、枠組み・構造的なものを知ることはとても重要だと思います。例えばオンブズパーソンは誰が任命するのかとか。

私達の役割というのは、それぞれいろいろなところでフォスターユースが個々にニーズを抱えていて、それがきちんと権利章典に組み込まれるということがとても重要で、必要だと思ったことはきちんと表現をしていくということがとても重要だと思います。その時代や環境によってもニーズというのは異なります。きちんと表現して権利章典に組み込んだり、あるいは、改定を加えていくという上でもとても重要なこと

だと思えます。

Q3：アメリカでも権利章典を実際にやっているのは 15 州ということですか？実際に日本で権利章典が作られるといったときにも、全国レベルであるのか、それとも自治体レベルでやっていくのかというのは、全然違いますよね。アメリカでもその違いというものを少し説明してくださいませんか？

A3：全国レベルでも、自治体レベルというのも、どちらも重要だと感じています。今日お話をした全国レベルで標準化された権利章典がまずあって、フォスターユースにおける安定性を掲げるのは重要だと思います。それに加え、地域ごとに必要なニーズも異なりますので、日本だと県レベルや地域レベルでサービスがきちんと行き届いているのかも含めて、権利章典が作られることはとても大事なことだと思います。そうした仕組は、CYC でも実践されていて、州レベルの活動とそれぞれの郡やエリアごとにサービスが行き届いているのかという点を、チェックをしています。

それに付け加えて重要な点は、全国レベルの取り組みでは、「どんな場所であっても重要なこと」をきちんと権利章典の中に組み込み、確約されていることが必要だと思います。そして、どの州でも権利が確約されていることが、とても重要だと思います。例えば、説明責任にかかわっては、どの地域でもニーズを満たしているのかということをチェックするとともに、県レベルや地域レベルにおいては、具体的にその地域やそこに住む人々にとってのニーズに漏れがないかということをチェックする必要があると思います。包括的なものであり、かつ具体的なもので、その地域においては重要なニーズである可能性があるので、声をあげて権利として掲げていくというのはとても重要だと思います。

アメリカに特に関連したこともかもしれませんが、連邦法といって、日本だと国レベルくらいにそれぞれその州で独立した法があるのです。その州法にこの権利章典が組み込まれることが重要だと思います。カルフォルニアはそうですが、そうではない地域もありますので、そういった州が増えることで全国レベルでフォスターユースの権利がまもられることにつながっていくと思います。だからこそ、連邦レベルで包括的な権利というものを確約していくことが重要だと感じています。

栗津：以前、国の法律に、州が若者に対する権利章典をつくらなければいけないと示す条文があれば、とあるユースが話してくれました。

Q4：フォスターユースのオンブズパーソンの任期は何年か、オフィスの職員は何人くらいいるのですか。フォスターユースに限らない全般的な子どもに関わるオンブズマンは他にいるのでしょうか。

A4：任期はまず 4 年というのが基本ですが、延長することができて、ロシエルさんは今 2 期目なので、この役職に就いてから 5 年目になります。

スタッフの人数は、10 名です。10 人はトレーニングを行ったり、調査を行ったりする人たちで、4 人がマネージャーで、2 人が臨床や現場で関わっている人です。スタッフの中には、例えば大学院生やパートタイムで社会的養護の経験がある方がスタッフとして入ってくださっています。

フォスターユースに関わらない全般的な子どもに関わるオンブズマンは、子どもに関わらないものであれば、例えば施設などで長期にわたってケアを受ける人たちのケアをする機関といったものがあって、そこにはオンブズパーソンがいて、長期ケアが必要になった人を管理するという役割があります。

子どもに特化したものであれば、子どもに関わるオンブズパーソンは他にいるのかという質問に答えると、具体的にそういった人は州レベルではいません。郡や地域で、はオンブズパーソンと呼ばれる人たちがいる地域もあります。ただ、今日お話をしたような権利章典に従っていたりとか、州でその枠組の中で組み込まれていたりとか、正式に認められている役職ではなかったりとか、基準に必ずしも従っているわけではなかったり等非公式な人たちはいます。

それから別にあるのは、少年司法に関わることで州で認められた人がいます。今、州の少年司法のシステム自体が変わりつつあるので、それに関わるオンブズパーソンの役割や、仕組み自体が現在変わっている最中ではあります。

それに付け加えて、ステークホルダーたちの役割の重要性というものもお話をしたいと思います。オンブズパーソンの役割はとても重要で特別なものであるというのは事実です。ただ、より直接的にユースの生活に関わっていたり、権利をまもることに重要なのが、直接関わるステークホルダーたちだということもできるかと思います。そのうえで説明責任、アカウントビリティが非常に重要で、実際に権利章典があったとしてもどのような権利があって、それを伝える・説明するという人たちが必要ですよ。その役割を担っているのが例えば弁護士であったりソーシャルワーカーであったり、関わる家族だったりチームであったりします。その人たちがきちんと権利について説明をしていく。それによって、権利がよりまもられるようにしていくことが重要です。その仕事を担っているのはもちろんオンブズパーソンだけではありません。直接関わる人たちが、皆さん協力して伝えていく必要があります。そういったことによって、ユースのニーズに従ってケアを提供していくことができます。ある意味オンブズパーソンに直接話をしたり、直接話しかけることができやすかったり、影響力も場合によってはあるといえますので、みんなが協力をしてやっていくことがとても重要だと思います。

オンブズパーソンのオフィスでは、そういった資料をつくる、権利章典をリソースとしてまとめるだけではなくて、トレーニングをしっかりと、人々に理解してもらうこと、啓発も義務付けられています。

実施につなげるという点が重要であるし、多くの場合は苦戦するところでもあると思います。アドボカシーをすることによって、より理解を深めたり、子どもの権利をまもっていくということが出来ます。オンブズパーソンのオフィスの役割というのは、人々に権利を教育する、理解を深めてもらうことと、日々ユース自身がその権利について知りたいと思ったときに連絡できる場所があることがとても重要だと感じています。

Q5：日本の場合は施設養育がほとんどで、施設が地域行政に密着しているので、そういう社会ではオンブズパーソンをどういうふうにおいたりとか、捉えたりするのですか？

A5：何をすることも戦略を練っていたり、計画を立てた上でやっていくということが重要ですし、とても時間がかかることでもあると思います。そのうえできちんとパートナー、然るべきパートナーと協働していくのがとても重要なことになると思います。特に、日本でこれからこのオンブズパーソンのオフィスをつくっていくのであれば、まずユース自身が自分の声が真摯に受け止められるのかということ、最初は心配に思っている方もたくさんいると思うのです。なのでオンブズパーソンのオフィスが任務として役割を担っていることの1つに、ユースの苦情やクレームを直接受けて、調査をして実際に動くという役割があります。そういった機関ができるということが、ユースにとっては声が、きちんと真摯に受け止められてそれが実際に動いていくということを見届けることができる重要な場になると思います。そこから機能していくのじゃないかなと個人的には思います。

私たちが実際に経験したお話をすると、協力してくれる政治家の方や、そういった活動に関わってくれる人との関係性というのもとても重要です。1人、政治家で個人的にもすごく信頼できる人との出会いがありました。その人に話をしたところ、その人がユースの声を発することができる場をつくってくれました。そこで、ユースが発言したことを今度はそれを大きくして、発信をしてくれることによって、いろいろな改革や、政策にも結びつくことが起きました。

これまでお話ししたことに付け加えて、カルフォルニアの権利章典ができた背景には、ユースの施設の利用が非常に多くなっていて、その状況に応える形でつくられたことがあげられます。「施設で」という前

提があったので、今日たくさん出てきた言葉の1つに「もっとも制限が、可能な限り制限が少ない環境でユースが生活できるように」がありましたよね。そういった表現というのは、施設という前提があって、出てきたものだと考えられます。そのなかで社会運動が起き、オンブズパーソンのオフィスがつくられましたが、州の機関の中にオンブズパーソンのオフィスが位置付けされていることについては、いい面と悪い面どちらもあると思います。

いい面は、政治家と、直接やり取りをしたり繋がりをもつということで協同しやすいという可能性もありますね。一方、州の機関の中にあるからこそ、制限があたったりとか、なかなか変えづらいというものもあると思います。日本でつくるときには、そういったことも考慮するとよいのではないかと思います。

これまで話したことに付け加えて、社会運動の重要性については、IFCA と CYC トレーニングを覚えていますか？そこで、声をあげることの重要性について話したと思います。それは、問題になっていることは、決して1人の問題ではなくて、結果的に社会全体で抱えている問題だといえると思います。一人が声を上げることが、社会を変えていくということにつながります。今日の内容も同じで、アドボケイトというのが非常に重要な役割を果たしていくと思います。声をあげていくことに加えて、研究やそれを裏付ける調査が重要になってくると思います。権利章典の標準化されたものをつくっておしまいでなく、見直し、その時々に合わせて必要なものを盛り込んでいく。なおかつそれをアドボケイトして、人々に知ってもらい、実際に実践に結びつけることを、繰り返し繰り返しやっていくことが重要だと思います。

最後に1つ付け加えたいことは、包括的にこのアドボケイトをしていく必要があると思います。というのもこれはあくまでユース主導のものなので、例えば今日話し合ったなかでは、この権利章典にある内容を必ず施設であれば施設で掲示すること、要はその権利についてどこかに貼っておいたり掲示をすることが、求められているという話をしました。場合によっては、施設の職員さんの部屋だけに貼ってあったりとか、子どもの目に付かないところにしか貼っていないという場合もあります。じゃあどこに掲示するのか、どうやって掲示するのか、ということがとても重要です。例えば、大人も子どもも見れる場所に必ず掲示するとか、すべての部屋に掲示をするとか、そのようにしてみんなが確認をして実践できるようにすることがとても重要です。

CYC にかかわるユースのなかにも、長く（10年以上）社会的養護にいたにもかかわらず、権利についてきちんと知ったのは CYC に参加して以降であることも少なくありません。みんなに知られるようにすることは重要です。人権についての法律があったり、ポリシー・政策があったとしても、本当に重要なのは、実際にユースが日々の中で実践されているかどうかです。なので、アカウンタビリティ・説明責任や、それから教育というのが非常に重要な役割を果たすと考えています。

### 3. カリフォルニア州の社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典（日・英）

以下では、カリフォルニア州の社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典（以下、権利章典）の日本語と英語の条文を紹介するとともに、当事者ユースの声、エクゼクティブ・ディレクターの栗津美穂のコラム、IFCA アメリカユースのコラム、子どもの権利プロジェクトでの議論を掲載する。なお、ユースの声を担当したユースは次の6名である。プロフィールは、IFCA web サイトに掲載されたものを加筆修正しており、ユースの声は、2022年2月26日に実施されたシンポジウムでのスピーチをもとにしている。

#### 【プロフィール】

##### ○ 愛夢

15歳の時、母からの虐待により児童相談所に保護してもらって母子家庭で育ちました。一時保護所を経験した後、里親家庭で2年半過ごしました。措置解除後は看護学校に通い、現在は看護師として働いています。看護学生の時に社会的養護経験者の当事者活動に出会い一緒に活動させていただいています。

保護前・保護後・措置解除後に色々な経験をし、今生きている人が自分らしくあれる社会がきてほしいと考えるようになりました。一人でも涙を流しながら眠りにつく子どもが減ってほしい。自分の思いを潰されることなく生きることには希望を持てる社会がきてほしい。その思いで活動しています。

##### ○ さよ

私は高校3年間児童養護施設で育ちました。それまでは自分の感情や考えを誰かに話すのも苦手だった私が、心理士さんや職員さんなどたくさんの大人と関わる中で自分を心から認めて愛することができるようになりました。施設の職員さんは今でも連絡をとっていて私をいつでも受け止めてくれるので、安心できる場所があることで何事にも積極的に挑戦する勇気を持つことができます。私の人生を良い方へ大きく変えてくれた児童養護施設に常に感謝しており、IFCAの活動を通してもっと社会的養護への理解を深めたいと思っています。

##### ○ 理沙

私は幼少期から虐待家庭で育ちました。小学生の頃に保健室の先生から子供家庭支援センターと繋がりと、中学2年生の頃にはスクールカウンセラーから児童相談所と繋がりましたが、毎回虐待として扱っていらえていたのかは不明で生活に変化はありませんでした。高校1年生になった頃、警察署で「成人男性の殺意がないとできない痣がある」と警察署の判断によって、児童相談所に一時保護されることになりました。私の入所した一時保護所では、高校には通えず、無断欠席になる同意書を書かされ、同じ部屋の子供達が「死にたい」と言っていたことや、私語厳禁のルール、些細なことで激しい叱責を受けたり、一週間お風呂に入れてもらえなかったこと等の一時保護所の環境が、とても保護されたとは思えず不安で壊れてしまいそうであったことを覚えています。

二度と保護されたくないと思わせられる環境が、この先も、例えば施設に行っても、ずっと続くような想像から「家に帰りたい」と言ってしまう、そう言ってからは直ぐに虐待家庭に戻されることになりました。一時保護から在宅措置となって虐待家庭に戻されてからの生活は最も苦しいものとなりました。これらの課題を、ただ過去に理不尽を経験したのではなくIFCAの活動で建設的に扱うことができたら嬉しいです。

##### ○ 響

私は約5年間児童養護施設で生活をしていました。過酷な環境から逃れるための児童養護施設のはずでしたが、私の施設での生活は、安心安全であると言えるものではありませんでした。

そのような経験から、社会的養護制度をよりよくすることに貢献したいと考えるようになり、2019年からはIFCAに所属し活動しています。同じ方向を向いて活動する仲間がいることで、より大きなインパクトを社会に与えられていると日々実感しています。

### ○ なべちゃん

9歳から18歳まで九州の児童養護施設の措置経験があります。

20代前半まで社会的養護とは関わらず生活しておりましたが、『アフターケア』という言葉を知り、自分の経験や声と同じ環境にいた若者の為に何かを変えるきっかけになるならと当事者活動を始めました。

現在は放課後等デイサービスにて勤務しながら当事者の声の発信を行なっています。

### ○ ふうか

0歳から乳児院・児童養護施設・ファミリーホームで育ちました。施設やファミリーホームでは、衣食住にも恵まれ、何不自由ない生活を送ってきました。幼少期より私自身に寄り添ってくれる保育者との出会いから、“私もそんな保育者になり、ユースに寄り添いたい”“社会的養護での経験を活かして、自分しか伝えられないことを後輩ユースに伝えていきたい”と想い、短大の保育科を専攻。現在は児童養護施設で保育士をしています。IFCAでは、様々な境遇を持つユースと出会うことで、自分自身のことを見つめ直し、さらにそこでの学びを後輩ユースに伝えていきたいと思っています。

## 第1条 ひとりの大切な人間として養育される権利

安全で健康的で快適な家庭の中でひとりの大切な人間として養育され生活すること。子どもがインディアン(ネイティブ・アメリカン)である場合には、家族、社会的、政治的な結びつきを含めて、その子どもの部族のコミュニティの一般的な社会的、文化的基準を遵守した家庭で生活すること。

(1) To live in a safe, healthy, and comfortable home where they are treated with respect. If the child is an Indian child, to live in a home that upholds the prevailing social and cultural standards of the child's Indian community, including, but not limited to, family, social, and political ties.

### ユースの声 愛夢

私は、子どもが生活するなかで一番に大切なのが、この権利だと思いました。私は、小学校に入った時から毎日のように、暴力や暴言を受けて過ごしてきました。保護されるまではそれを「当たり前」だと思っていましたが、しかしそうではなかったのです。

高校生になったとき、友達みんなで談笑しているなかで、友達が「私今日初めて殴られた」と話していたところ、周りのみんなは「ありえない」と言っていました。このことをきっかけに、私と友達との間では、育つ環境が異なることに気づきました。周りの子どもたちは、頻繁に殴られたり蹴られたりすることはないんだと思いました。

私は、暴言暴力が当たり前にある家で育ったことで、自己肯定感が低いままに大人になりました。それだけが理由ではないですが、今生きていて苦しくなることがたくさんあります。

幼少期の経験は、大人になってからも多少の影響があります。大切にしてもらった経験、感覚というものは、大人になってから感じることは難しいものです。大切にされた経験があると、その人自身が自分のことを大切にできるようになると思います。だから、子ども時代に「一人の大切な人間として養育される権利」がとても大切だと思いました。

## 2 暴力および権利侵害を受けない権利

身体的、性的、感情的、その他の虐待、体罰、人権侵害を受けることなく生活すること。

(2) To be free from physical, sexual, emotional, or other abuse, corporal punishment, and exploitation.

ユースの声 さよ

職員さんや子どもたち同士で問題があったというよりも、間接的に不安な気持ちを引き起こすような出来事がありました。

私が過ごしていた施設は、グループホームという形式だったので定員が6人で、幼稚園から高校生くらいまで年齢はバラバラでした。そのため、主に中高生になると職員さんに反抗したり、職員さんと衝突したりすることがありました。その際に、大声をあげたり、扉をボタンと閉めたり、物に当たったり、後は泣き声など、そういった音が私はすごく怖かった思いがあります。そのような自分にとって、実際の気持ちとしては、不安を引き起こすような音は聞きたくないのですが、過敏になって集中して聞いてしまうことがよく起こっていました。なので、すごく怖い思いをしたと感じています。

職員さんにとっては、なかなかそういった状況で、他の子どものことまで気を回すのは難しいと思います。ただ、音から不安な気持ちが掻き立てられるような子どもは、私以外にも少なくないと思います。以上の私の経験から、この権利は大切だと思いました。



“ To be free from physical, sexual, emotional, or other abuse, corporal punishment, and exploitation. ”

身体的、性的、心理的、その他の虐待、体罰、人権侵害を受けることなく生活すること。

#### 日本国憲法 第13条基本的人権

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

権利章典の第13条、日本国憲法の第13条基本的人権の条文となんだか似ています。

私は、権利章典の13条を見て、中学生で習う日本国憲法を思い浮かべました。



私が子どもの頃、この権利がまもられていないと感じたエピソードを一つ紹介します。

中学生の頃、道徳の授業で日本国憲法の基本的人権を学びました。ちょうど、家族からは日常的に暴力を受けている時期でした。頭から血を流して登校する私に、中学校の教員がびっくりして、中学校が児童相談所を呼びました。しかし、かけつけた児童相談所の児童福祉司さんに、いくら相談しても親側に立つような対応ばかりをされました。

当時の私は、父親からの暴力により、耳が切られて、頭から血が出るほどの暴力を受けた状態であり、もはや暴行罪か傷害罪等の刑事事件に相当するレベルだと感じていました。児童相談所から両親を罰してもらうように動いてもらうことはできないのかとずねると「死んでないから無理、殺されてないから無理」と全く取り合ってもらえませんでした。



道徳の授業では、基本的人権によって、日本ではわたしの安全はまもられるものだと教わっているはずなのに、まるで基本的人権は私には無いように感じられる経験ばかりでした。

誰しもが「当たり前」に守られるものが憲法のはずだと思います。しかし、憲法に載っている基本的人権というのは、「こうあるべき。守られるべき」ものであると教科書に載っているだけで、社会全体の人の中には、こうあるべきだという憲法があったとしても、実際には傍観者にあたる人が多く、誰も私を守ってくれない人生を経験しました。

今回、日本でも作っていただけたらと思う権利章典が、日本国憲法の基本的人権での私のエピソードのように、「ただ、あるだけ」、「ただ、思うだけ」、「ただ、言うだけ」、「こうあるべき」と思っているだけでは無いものと一緒にのかなと思います。「ただ、作っただけで何も変わらない」、そんな結末にしてはいけないと思います。

思うだけでなく、実際に守られるような具体的な取り組みになればと、私は思っています。

### 3 健康に育つために必要なものを受け取れる権利

適切で健康的な食事、適切な衣類、身だしなみや衛生用品、年齢に応じた小遣いを受けること。衣服、身だしなみ、衛生用品は、子どもの文化、民族性、性自認と性表現を尊重するものでなければならない。

(3) To receive adequate and healthy food, adequate clothing, grooming and hygiene products, and an age-appropriate allowance. Clothing and grooming and hygiene products shall respect the child's culture, ethnicity, and gender identity and expression.

### 4 もっとも制限の少ない環境で生活する権利

年齢、身体的・精神的な状態、性的指向、性自認と性表現、少年法裁判所の監督下、または妊娠中、子育て中であっても、裁判所の命令と相反しない限り、できる限り最も制限の少ない環境に生活すること。

(4) To be placed in the least restrictive setting possible, regardless of age, physical health, mental health, sexual orientation, and gender identity and expression, juvenile court record, or status as a pregnant or parenting youth, unless a court orders otherwise.

私が、この権利章典で大切だ、自分が措置されている間に保障してほしいと感じる権利は、3つあります。それらは、第2条の「暴力および権利侵害を受けない権利」、第4条の「もっとも制限の少ない環境で生活する権利」、第37条の「措置決定およびパーマネンシー計画における参加の権利」の3つです。

個別の条文に対してそれぞれエピソードを書くというよりは、私の施設での経験で改善してほしいと感じる部分について触れ、それを改善する義務が社会にはあるという根拠に、第2条、第4条、第37条がなるのではないかと、という構成で書かせていただきます。

私の施設での生活は、いじめによりとても過酷なものでした。暴力から逃れて安全な場所に、と措置されたはずの児童養護施設でしたが、そこでの生活に安心できる時間はほとんどありませんでした。いじめが解決しなかった理由、安心して生活できると感じられなかった理由のひとつは、措置された児童養護施設が大舎制であったことにあります。私がいた施設では、大舎制であるがゆえにプライベートな空間がほとんどなく、ご飯を食べる場所も、寝る場所も、お風呂も、学校も、24時間365日いじめっ子と離れることができませんでした。このような環境では、いじめの解決に施設職員の介入はほとんど意味はありません。なぜなら、職員が見ていない「子どもだけの時間」が1日のほとんどを占めるからです。

その子にも暴力行為をしてしまう理由が生い立ちにあるのかもしれませんが、私には関係ないことです。他の子のケアの過程に、他の子が犠牲になることを是としないで欲しいと強く思います。

また、これも大舎制の弊害だと考えているのですが、子どもたちの権利が、施設内政治の関係で保障されないことを度々経験しました。例えば、施設に入ってから1度も親に会っていない子は、外泊や面会に親がよく来てくれる子よりもかわいそうだから、バランスをとるために、親とよく会える子が行事に参加できない、というようなことです。

繰り返しになりますが、その子が酷い虐待を受けた経験があったり、親と会うことができないことは、ケアを必要とすべき事象と考えます。ただ、それによって私のケアが影響を受けるのは違うと考えます。他人のケアに他の子を利用しないでほしいです。

このような経験から、施設内では暴力を受けないことを保障してほしいですし、他の子との関係で私のケアを制限してほしいはなかったと感じています。当時は、私自身のケアがどのような計画で行われているのか、まったく知るすべがありませんでした。自分が、施設での日々の生活で感じていることを計画の策定者に表明する機会もありませんでした。

社会的養護の子どものケアは、その子ども一人ひとりに合わせて、個別具体的に策定されるべきだと思います。その意味では、大舎制が悪いのではなく、私には合わなかったのだと考えます。措置の形態がどのようなものであっても、子どもたちには、この権利章典に示されているような権利を有しています。権利は多少保障されなくても仕方ないものではありません。子どもたちの権利を保障するところから、制度を組み立ててほしいと強く願っています。

5 親族、またはすでに家族のような関係のある適切な大人を養育環境として優先する権利

**親族、またはすでに家族のような関係のある適切な大人を、養育環境として優先すること。**

(5) To be placed with a relative or nonrelative extended family member if an appropriate and willing individual is available.

#### ユースの声 なべちゃん

措置の経験を交えてお話ししたいと思います。私は3歳の時に両親の離婚と8歳に母親が他界してしまい、養育できる大人がいなくなってしまう際に「血がつながっているから」という理由のみで遠方に住んでいた叔父叔母に引き取られ、生まれ育った場所を離れて生活をするようになりました。

私が誰と生活するかの話し合いはその際私以外の大人で行われ、そこに私の意志はありませんでした。

この条文では、親族とありますが、当時は叔父叔母とは年に1回顔を合わせればよい方でそこまで親しい間柄ではありませんでした。叔父叔母とその子どもが生活している環境に、8歳の私が生活する、ということ自体に無理がありましたし、叔父叔母も私とどう関わればよいかが分からず困惑していました。当時、帰宅しても玄関のカギがかかったまま、明らかな生活音もして、大人はいるにもかかわらず、チャイムをしてもノックをしても開けてもらえないことがありました。また、「お前が家に居なければ叔父が体調を崩すこともないし、娘が泣くこともない、すべてはお前のせいだ」と言葉の暴力を受けることもありました。

当時、よく顔を合わせていた親戚もいました。もし生まれ育っていた土地で、一時保護所や児童養護施設・里親環境で生活する、という選択肢があれば、今も私の親族とのつながりは保たれていたと思います。措置解除後に自分の生い立ちを自分自身で必死になって集める必要性もありませんでしたし、知らない土地で「育てることができない」と中途半端に放任されることもなかったかもしれません。当時の年齢であれば、伝えられる情報の判断はできたと思いますし、意見を伝えることのできる年齢であったのではないかと思います。

このような経験から、私は、関係のある適切な大人を養育環境として優先することを望みます。そして、子ども自身がどのような思いであるか、意見を言える機会があることを願います。

## 【コラム】 アメリカ 親族里親の制度（栗津美穂）

1980年代、急増する麻薬使用や売買の犯罪で監禁される親たち、エイズで死亡する親たち、子どもを虐待したり置き去りにする親たちに代わって、子育てを引き受けた祖母・祖父たちの数は全米で四倍に膨れ上がり、“高齢の親族による子育て”が社会現象として注目されるようになっていった。その後、あらゆる地域に、親族ケアギバーのためのサポート・グループが広がっていった。そして、連邦政府は1997年のASFA（アスファ）という児童福祉に関する法案で初めて、親族里親の重要性を表明する。

児童福祉における親族の役割と位置も大きく変わった。現在米国には約41万人の要保護児童がいるが、その3分の1が親類に育てられている。米国50州のうち10州では親族里親の占める率が40%以上になっている。子育てにあたる親族は、叔父叔母など様々だが、約3分の2が祖父母。近年では、女性、つまり祖母や叔母のひとり子育てが目だって多く、キンシップ・ケア全体の4割が貧困のカテゴリーに属している。

アメリカの児童福祉の世界では、親族は家族の「延長」だから、実親の次に、その子どもについてのエキスパートだ、という考え方をする。児童保護局のソーシャルワーカーたちも、子どもたちが実親とともに生活できない場合、できる限り親類のもとに措置する努力をするように訓練されている。州法にも、里親認定を受けた里親ではなくて、親族を優先することが義務付けられている。ファミリー・チーム・デシジョン・メイキング（FTDM）などの家族会議が徹底し、子どもを親もとから引き離すとき、そして子どもの措置場所が変わるときなどは、実親だけでなく、親族一同を早急に集めて会議を開く。子どもたちの安全と早期のパーマネンシーの確立のために、親族の知恵や解決力を借りるのだ。

米国のキンシップ・ケアに関する研究の結果、親族里親のメリットは数多くあることがわかってきた。まず、親族に引きとられる子どもたちは、養育里親に育てられている子どもたちに較べて、措置場所をかわる率が低く、また、きょうだいがばらばらになって暮らす率も低いという結果が出ている。親類のもとに措置される子どもたちの多くが、学校やコミュニティーを維持し、生まれ親しんだ文化や家族の伝統を守ることが可能だ。

親族に育てられている里子の増加とともに、親族との養子縁組を図り、それが成就しない場合は、親族が子どもたちの後見人となる正式なガーディアンシップ（親族後見人）を成立させることによって、子どもたちに恒久的な家族環境を与えようとする動きが全米に広がった。とはいえ、連邦政府は、親族後見人に月額支給金を支払う一貫した仕組みを構築していないため、ほとんどの州が、自分たちの州の予算や地方助成金をやりくりして、親族による後見人の成立を経済援助している。カリフォルニア州では2000年からKinGAP（キンギャップ）予算がスタートし、親族後見人に対して、里親と同じだけの月額が支払われるようになった。

2004年、親族養育者支援法案（Kinship Caregiver Support Act）が連邦議会に提出された。この法案の目的は、親族後見人に対する助成金改善を図るだけではなく、親族たちの情報交換を緊密にして、自助グループやカウンセリングなど、地域の社会資源を活用できるようにする「親族ナビゲーター・プログラム」を確立してゆくことにあった。親族里親が子どもを引き取る時の規定は、里親ライセンスを取得しなければならない里親よりもずっと緩和されているが、その反面、手当ては認定里親の支給額より低く、トレーニングやレスパイトのような支援もほとんどなかった。そして2018年のファミリー・ファースト法案（Family First Prevention Services Act）の可決とともに、連邦政府は各州に対する「親族ナビゲーター・プログラム」予算を拡充し、親族里親へのより一層のサービス強化を図った。

## 6 鍵をかけ閉じ込められない権利

地域の治療施設に入所していない限り、社会的養護の措置においていかなる場所にも鍵をかけ閉じ込められないこと。

(6) To not be locked in any portion of their foster care placement, unless placed in a community treatment facility.

## 7 ト라우マ・インフォームド・ケアの事実にもとづいた段階的緩和と介入技術を導入している

養育環境に措置される権利

トラウマ・インフォームド・ケアとエビデンスに基づいた段階的緩和と介入技術を導入している養育環境に措置されること。他の子どもや個人の生命や安全に差し迫った脅威がある場合、またはあらゆる行動緩和や介入方法を適用した上での最終手段としてのみ、法執行機関の介入を要請すること。および、子どもに対する脅迫や報復として法執行機関の介入を行わないこと。

(7) To have a placement that utilizes trauma-informed and evidence-based de-escalation and intervention techniques, to have law enforcement intervention requested only when there is an imminent threat to the life or safety of a child or another person or as a last resort after other diversion and de-escalation techniques have been utilized, and to not have law enforcement intervention used as a threat or in retaliation against the child.

## 8 本来の目的以外で少年鑑別所に収容されない権利

少年裁判所の被扶養者であること、または児童福祉局が里親斡旋を提供できないことを理由に、少年鑑別所に収容されないこと。拘留された場合、合衆国憲法、カリフォルニア憲法、および適用されるすべての州法および連邦法に基づいて与えられたすべての権利を有すること(12月済めの文章に要変更)

(8) To not be detained in a juvenile detention facility based on their status as a dependent of the juvenile court or the child welfare services department's inability to provide a foster care placement. If they are detained, to have all the rights afforded under the United States Constitution, the California Constitution, and all applicable state and federal laws.

## 9 私用のための収納スペースを持てる権利

私用のための収納スペースを有すること。

## 10 私物を不当に搜索されない権利

私物を不当に搜索されることなく暮らせること。

9 To have storage space for private use.

(10) To be free from unreasonable searches of personal belongings.

### 【ユースとのディスカッション】 私物について

ユース A さん：比較的高価なものは取り上げられていました。例えば、ゲーム機をとりあげられ、その分お小遣いでためたら返してもらえとか。大切にしていたぬいぐるみも没収される。そういう対応自体どうかと思う。鍵については基本的に鍵はけられなかったです。自分がイヤで鍵をかけようとする「ルール違反」と言われてしまう。この条文にあるように自分のものを鍵かけて収納する場所はなかったですね。自分が学校に行っている間に職員は勝手に部屋に入っていたこともありました。勝手に入っていないか確認するために紙を挟んで出かけてたんです。

ユース B さん：私物は自分の知らないところになってしまうという印象がありますね。

SA<sup>5</sup>1 さん：家庭から持ってきたものを一覧にしておくことは重要ではないかと思う。そのうえで、日常生活で何を持っていて、持っていてはいけないものは何なのかというところを議論する必要があるのではないかな。

SA2 さん：そもそも居室に入ったのに「入ってない」ということ自体おかしいのではないかと思う。

ユース A：「嘘つくないでほしい」と思いますね。専門職 A さんの提案どおりで、子どもの意見を入れて欲しい。

SA1 さん：「とられた」という感覚にされていることが問題だと思う。あと、悪しき平等。おこづかいの使用目的は、お金を上手に使えるようになることではないか。本来の目的ではない形になってしまっている。

ユース C さん：里親に私物取られたりすることはなかったですが、お小遣いをもらえなかったりはしました。部屋には鍵がなかったので自由に入出入りされていました。私がいてもいなくても部屋の物色されてました。何か探してるのか尋ねても、特に探してないとのことでした。見られて困るものはなかったので無視していました。里子の妹は、施設にいた時に職員さんからもらった手紙をゴミだと勘違いされ捨てられてしまったとのことでした（涙）

SA3 さん：子どものプライベートスペースに対する尊重が必要ではないだろうか。自身を振り返っても子ども（3歳）のものを勝手に捨てて、ものすごく悲しまれ、怒られた経験がある。そこから意識が変わった。

SA1 さん：一般家庭と社会的養護場面は地続きでありつつも、他人の子どもを育てているという点は大きな違い。

ユース A さん：施設であれ、里親家庭であれ、状況を同じようにしていく必要がある。

SA1 さん：子どもへの部屋に入る場合やものを確認する場合も基本的に子どもに確認していく必要はある。

---

<sup>5</sup> SA: サポートティブ・アダルトのこと。IFCA では、米国に倣いユースとともに活動するサポートティブなおとなのことをこのように呼んでいます。



11 自分にとって支援者となる人の連絡先をもてる権利

以下の関係者の氏名と連絡先を保持し、これらの個人と監視・盗聴されることなく、個人的にコミュニケーションを取れること: 担当ソーシャル・ワーカー、保護観察官、弁護士、サービス提供者、社会的養護専門の権利擁護者(アドボケイト)および支援者、裁判所から認可を受けた特別弁護人(CASA)、教育に関する権利保持者(親以外に教育権利保持者がいる場合、また該当する場合) 裁判所のヒアリングへの参加権のある子どものインディアン部族が指定した代表者。

(11) To be provided the names and contact information for social workers, probation officers, attorneys, service providers, foster youth advocates and supporters, Court Appointed Special Advocates (CASAs), and education rights holder if other than the parent or parents, and when applicable, representatives designated by the child's Indian tribe to participate in the juvenile court proceeding, and to communicate with these individuals privately.

措置解除され施設を離れてから今までの間の話ですが、すごく助かっていると感じる面と、もっとこうだったら良いのに、と感じる2つの面があります。

まず、すごく助かっている面としては、私は、施設を離れた後も、自分から声を上げて心理士さんに時間をもらって話すということを行っています。というのも、精神的な波や生きづらさを感じるのがよくあったので、施設にお願いをして、心理士さんに心理カウンセリングを続けてもらっています。

今は、場所的にも施設と離れているので、電話で毎月1回15分位お話しする時間をとってもらっています。心理士さんは、施設にいる時の私を知っている方で、また私の家庭のことも知っている数少ない大人の1人になります。カウンセリングを続けてもらっている主な目的としては、私が出持っているトラウマや悪夢、考え方のクセと向き合い続けているのですが、その中でも、特にトリガー、ある出来事が引き金になって不安な気持ちが起こることがあります。トリガーになることを見つける、ということを経験士さんに手伝ってもらっています。

トリガーの1つに「音」も含まれます。最近、私が出感じたのは、自分が誰かを悲しくさせたとか、失望させたというふうに感じると、すごく絶望的な気分になったり、涙が止まらなくなることがありました。もしかしたら、これもトリガーかもしれないと思い、自分で色々と考えてみました。根源にあると考えられるのは、私が出家庭にいた時に、親に自分の存在を否定するような言葉を沢山かけられた経験があるので、それが原因の1つになっているのかなと考えています。

このことを心理士さんに相談したところ、私の認知に癖があるのではないかと教えて貰いました。というのも、同一視というのですが、「自分が悲しく感じているということは、相手も悲しいはずだろう」というように同一視してしまう癖があるのではないかと教えてもらいました。私は、論理的に説明してもらおうとスッと入ってきやすいので、心理士さんのように、客観的かつ専門的な助言をもらおうと分析できるので助かっています。

また、定期的にカウンセリングをしてもらうことによって、少し波があったり、何かあったとしても「このカウンセリングがある」ことを思い出すだけで、安心感がとても大きいので、私のメンタルヘルスに対してもすごくポジティブな影響を及ぼしてくれていると感じています。

次に、もっとこうだったら良いのに感じている面について説明させていただきます。色々な要因があって私の施設では、施設職員さんとの個別的な連絡先の交換は禁止していました。「施設にはいつでも電話をかけていい」と言ってくださっているのですが、一緒に生活していた職員さんが他のところに異動になっていたりと、職員さんも忙しいので中々気軽に連絡できるかと言ったらそうではないところがあります。頻繁に連絡したいわけではないのですが、もし何かあった時に相談できる状態にあるともっと安心できるなと思います。

私にとって、家庭の話ができる大人ってというのはなかなか多くはないので、もっと相談できるような人が多くいたら安心出来るようになって感じています。

## 12 きょうだいと連絡がとれる権利

法定命令で制約されていない限り、きょうだい、家族、親族を個人的に訪問し、連絡がとれること。また、裁判所で、きょうだいとの面会交流を要求できること。

(12) To visit and contact siblings, family members, and relatives privately, unless prohibited by court order, and to ask the court for visitation with the child's siblings.

## 13 監視・盗聴されず、電話やメールのやりとりができる権利

監視・盗聴されることなく、電話やメールを送ったり、受けたりできること。裁判所の命令で禁止されていない限り、未開封の郵便物を受け取り、投函できること。

(13) To make, send, and receive confidential telephone calls and other electronic communications, and to send and receive unopened mail, unless prohibited by court order.

## 14 多様な人間関係のなかで生きる権利…特に文化的背景への尊重とつながりの維持

教師、コーチ、宗教的またはスピリチュアルな活動の関係者、メンター、友人など、あらゆる社会的養護の関係者以外の人たちと接触・交流を持つこと。インディアン(ネイティブ・アメリカン)の子どもは、自分も部族の一員であるから、その部族の社会的・文化的な状況とつねに隣り合わせでいられるように、部族メンバーやその部族関係者と接触する権利を有する。

(14) To have social contacts with people outside of the foster care system, including, but not limited to, teachers, coaches, religious or spiritual community members, mentors, and friends. If the child is an Indian child, to have the right to have contact with tribal members and members of their Indian community consistent with the prevailing social and cultural conditions and way of life of the Indian child's tribe.

### ユースの声 愛夢

暴言暴力が当たり前の家庭では、自分の実親以外の人とのつながりを持つ機会がありませんでした。そのため、実親の意見が全てになってしまい、自分の意見や考えを否定され、自分の意見や考え、思いをもつことをやめてしまいました。保護された後は、いろいろな人たちと話して、多様な友達ができました。保護前は、親と自分の関係しかなく、親からの支配によって「私の言っていることは間違っている」「実親の言うとおりにしないといけない」という思いから、自分の意見があったとしても言えませんでした。保護された後は、いろいろな人たちとつながれたことで、自分の視野が広がりました。自分の意見を持ち、自分の気持ちも分かり、相手に伝えられるようになりました。自分の経験の中で、自分の意見を否定されるだけでなく聞いてもらうこと、認めてもらうことが大切な経験だと思います。

だからこそ、「多様な人間関係のなかでつながりを持って生きる権利」が大切だと思います。

15 自分で選んだ宗教的な礼拝や活動・儀式に出席できる権利

子どもが自ら選択した宗教的な礼拝や活動、儀式に出席できること。これには、伝統的なネイティブ・アメリカンの行事や祭事も含まれる。

(15) To attend religious services, activities, and ceremonies of the child's choice, including, but not limited to, engaging in traditional Native American religious practices.

16 さまざまな課外活動（人種的、民族的、個人的、社会的）に参加する権利

16 課外活動、文化的、人種的、民族的、個人的、社会的な活動に参加すること。具体的には、子どもの年齢と成熟・発達のレベル、性的指向(SO)、ジェンダーアイデンティティ(GI)と性表現(見た目や言動などで表す性)に合わせたコンピューターやインターネットにアクセスがあることだが、それだけに限定されない。

(16) To participate in extracurricular, cultural, racial, ethnic, personal enrichment, and social activities, including, but not limited to, access to computer technology and the internet, consistent with the child's age, maturity, developmental level, sexual orientation, and gender identity and expression.

## 17 サービス・措置先・ケア・治療が属性にかかわらず公平に利用できる権利

利用可能なすべてのサービス、措置先、ケア、治療、および利益を公正かつ平等に利用し、人種(自己のアイデンティティとしての人種と外見的に想定されがちな人種の両方の意)、民族、祖先、国籍、肌の色、宗教、性別、性的指向(SO)、ジェンダーアイデンティティ(GI)と性表現(見た目や言動などで表す性)、精神的または身体的障害、または HIV 感染の有無を理由に差別やハラスメントを受けない。

(17) To have fair and equal access to all available services, placement, care, treatment, and benefits, and to not be subjected to discrimination or harassment on the basis of actual or perceived race, ethnic group identification, ancestry, national origin, color, religion, sex, sexual orientation, gender identity and expression, mental or physical disability, or HIV status.

### ユースの声 さよ

私は、この権利の「全てのサービス」というところに注目しました。私の施設では、自立支援に関する独自の取り組みがありました。それが、46年以上続いている「高齢児合宿」という合宿です。どういうものかというと、私が育った施設はグループホームの形態なので、いつもは別々のホームで生活している中学生と高校生が一同に集まって、職員さんも子どもも本気で取り組むような自立支援の一環の合宿というものでした。

この合宿の内容は、外部講師の方を招いてお話を聞いたり、卒園生のお話を聞いたり、また子どもたち同士でも学校生活の悩みや自立に向けての不安、また職員さんとの関わりの中での悩みを共有したり、また一緒に解決策を考えていくなどといった時間を設けている合宿になります。

当時、高校3年生になって措置解除が近づいてきた時に、自立後の生活という先が見えない不安があり、すごく困っていました。この合宿で、卒園生のお話を聞いたり、施設を離れるタイミング同じ子どもの話を聞いたりするなかで、心理的にも大きな助けになっていたと思います。こういった経験からサービスというところに含まれる自立支援のサービスという部分で、この権利はとても大切だと思いました。

## 18 LGBTQ・SOGI について文化的能力と配慮のある専門職による養育を受ける権利

子どもの日々のケアにあたる養育者や、ケースを担当する児童福祉士や保護観察員や弁護士が、家庭外措置されているレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの子どもたちに適切なケアを提供するための最善の方法について指導を受けることにより、性的指向(SO)、ジェンダーアイデンティティ(GI)と性表現(見た目や言動などで表す性)を理解し、適切な対応をする文化的能力と配慮を持ち合わせていること。

(18) To have caregivers, child welfare and probation personnel, and legal counsel who have received instruction on cultural competency and sensitivity relating to sexual orientation, gender identity and expression, and best practices for providing adequate care to lesbian, gay, bisexual, and transgender children in out-of-home care.

## 里親認定についてのデータと論点

日本の社会的養護プログラムには LGBT の若者を保護する機能を多く有していない。一般の LGBT の権利は政策的な議論の最前線にはない。それゆえ、結果として、社会的養護における LGBT（性的マイノリティ）の若者の現状に関する調査はあまり行われていない。

### データ

日本で LGBT の若者のために活動するレインボーフォスターケアは、昨年、全国の児童養護施設を調査した。その結果は以下の通りである。（％は回答した 220 施設のうちの割合）

- ・ 99 施設（45％）は、LGBT と思われる児童を受け入れた経験があった。
- ・ 23 施設（10.5％）は「現在いる」、63 施設（28.6％）は「過去にいた」、13 施設（5.9％）は「現在いて、過去にもいた」と回答した。
- ・ 受け入れ経験のある施設のうち、66 施設は児童への「対応をしたことがある」と回答した（「職員会議」や、「職員が相談に応じる」が半数以上。また「児童の希望に応じた」は 29 施設で、入浴や着替え、服装の配慮などをしていた）。
- ・ 30 施設は、「本人が相談してこなかった」という理由などで、「対応したことがない」と回答した。

### 論点

- ・ 教育分野：児童養護施設調査は教育や研修で LGBT 分野を扱うことに困難を抱えていることを明らかにした。性の多様性への意識は低く、多くの機関は、LGBT の若者についてきめ細かな配慮とともに向き合わなければならない問題への適切な対応の仕方がわからない。
- ・ 偏見によって、多くの LGBT の若者は、友達や施設職員にカミングアウトできないと感じているかもしれない。これは彼ら・彼女らの効果的な権利擁護の妨げとなっている。

### データ

近年、日本の多くの地域では、同性カップルが里親になれなかった。しかし、大阪市が初めて男性カップルを里親認定し、10 代の少年を委託し、この状況は少し変わりつつある。過去には、関東地方で女性カップルが里親認定されていたが、それは個人としての認定だった。里親制度を所管する厚生労働省は、同性カップルの里親認定は過去に聞いたことがない、としている。

### 論点

- ・ 現在の法律は、ほとんどの人が男女間の婚姻関係に基づいたものとする想定の上に成り立っているが、現実とは異なる。最近の調査では日本人の 7.6％が自らを LGBT と考えているのである。この数値は「カミングアウト」しやすくなるにつれてさらにあがる可能性がある。



Alissa Neuman

## Data and Issues Regarding Japanese LGBTQ Youth and Foster Parenting by Same Sex Couples

Japan's foster care program does not have many safeguards for **LGBTQ youth**. Gay rights in general are not at the forefront of many policy discussions; as a result, there has not been very much research conducted regarding the conditions of queer youth within the foster care system.

### Data

Rainbow Foster Care, a Japan-based organization for queer foster youth, surveyed 220 foster care facilities last year. They found that:

- 99, or 45 percent, of respondents had taken in LGBT children.
- 23, or 10.5 percent, of those facilities said they were currently caring for LGBT children, 63 (28.6 percent) said they had previously, and 13 (5.9 percent) said they had in the past and were currently caring for these children.
- 66 facilities said they had addressed LGBT issues in staff meetings or consultations with children involved.
- 29 facilities accommodated specific LGBT needs such as bathing, dressing, and hairstyles
- 30 facilities had not addressed LGBT issues because the children under care hadn't raised the issue

### Issues

- Education: Facilities surveyed expressed difficulties in education and training regarding LGBT issues. Awareness of sexual diversity was not high, and many organizations did not know how to properly address the nuanced issues of LGBT youth
- Visibility: due to stigma, many LGBT youth may feel that they cannot "come out" to their peers or to facility staff, which hinders their ability to successfully advocate.

### Data

Currently, many provinces throughout Japan do not allow **same sex couples** to foster children. This changed slightly in April, when Osaka City became the first Japanese province to allow a gay couple to foster a teenage boy who had been in their care. Previously, a female couple in the Kanto region was recognized as eligible to become foster parents, but only individually. The Health, Labor and Welfare Ministry, which is responsible for setting foster care guidelines, explains that there is "no precedent" for a same-sex couple being certified as foster parents.

### Issues

- Current law assumes that most individuals participate in opposite-sex common-law marriages, which is not true; a recent survey indicates that 7.6percent of Japanese citizens consider themselves LGBT. This number could increase as individuals become more comfortable with "coming out."

Reference:

<http://www.japantimes.co.jp/news/2017/04/06/national/social-issues/osaka-becomes-first-japanese-city-recognize-sex-couple-foster-parents/#.WOefclPyvUI>

<http://www.japantimes.co.jp/news/2017/05/29/national/social-issues/nearly-half-foster-care-facilities-accept-lgbt-children-survey/#.WW1FooTyuUI>

## 19 子どもの性自認を重視した対応をとる権利

裁判所や児童福祉機関や医療機関、または出生証明書に記載されている性別に関係なく、子どもの性自認に従って家庭外措置がなされ、子どもが望む名前と性別の代名詞で呼ばれること。また、性的指向(SO)、ジェンダーアイデンティティ(GI)と性表現(見た目や言動などで表す性)に関するプライバシーを維持すること。ただし、子どもが自身についての情報開示を許可する場合、または情報開示が子どもの健康と安全を守るために不可欠な場合、開示が法律または裁判所の命令によって義務付けられている場合を除く。

(19) To be placed in out-of-home care according to their gender identity, regardless of the gender or sex listed in their court, child welfare, medical, or vital records, to be referred to by the child's preferred name and gender pronoun, and to maintain privacy regarding sexual orientation and gender identity and expression, unless the child permits the information to be disclosed, or disclosure is required to protect their health and safety, or disclosure is compelled by law or a court order.

20 インディアン（先住民族）について文化的能力と配慮のある専門職による養育を受ける権利  
ケースを担当する児童福祉の専門職、および保護観察員と弁護人が、“連邦インディアン児童福祉法”（1978年樹立・25 U.S.C. Sec. 1901 et seq.）、および家庭外措置されているインディアン（ネイティブアメリカン）の子どもたちに適切なケアを提供するための文化的能力と配慮、および、かれらの最善のケアに関する指導を受けていること。

(20) To have child welfare and probation personnel and legal counsel who have received instruction on the federal Indian Child Welfare Act of 1978 (25 U.S.C. Sec. 1901 et seq.) and on cultural competency and sensitivity relating to, and best practices for, providing adequate care to Indian children in out-of-home care.

21 インディアン（先住民族）ルーツの子どもの部族との関係をつくる権利

子どもが、インディアン部族またはアラスカ領インディアンとどのような関係にあるのかを認識した上での適切な対応は、以下のとおりである。：特定の部族への正式登録の有無を確認すること。子どもがメンバーとしての資格の所得可能な部族に登録するための援助を受けること。部族メンバーとしての認証、または部族の市民権を得て、利益と特権を受理すること。部族に所属することによる差別から解放されること。

(21) To have recognition of the child's political affiliation with an Indian tribe or Alaskan village, including a determination of the child's membership or citizenship in an Indian tribe or Alaskan village; to receive assistance in becoming a member of an Indian tribe or Alaskan village in which the child is eligible for membership or citizenship; to receive all benefits and privileges that flow from membership or citizenship in an Indian tribe or Alaskan village; and to be free from discrimination based on the child's political affiliation with an Indian tribe or Alaskan village.

【コラム】 インディアン児童福祉法案 ICWA (Indian Child Welfare Act) (栗津美穂)

米国には、ネイティブ・アメリカンの子どもたちを守っている特別な法律があります。1978年に制定されたインディアン・チャイルド・ウェルフェアという連邦法です。

この法律が成立する前、ネイティブ・アメリカンの子どもたち全体の3割が実親から引き離されて、白人の里親家族に措置されていました。インディアンの子どもたちが、社会的養護のシステムのもとで生活する率は、他の人種の子どもたちに比べ、16倍も高かったのです。これはまさに、ネイティブの人たちの伝統や文化を根こそぎ取り去り、いずれは消滅させてゆく行為でした。児童保護局は、子どもたちを白人の学校に通わせ、白人のコミュニティーの中で育て、いずれは、白人の家庭に養子縁組する計画を法廷と一緒に進めて行きました。

このままでは、種族が息絶えてしまう。そのことに気づいた連邦政府は、1978年、このインディアン児童福祉法案(ICWA)を制定しました。

この法律の制定以降、居留地に住む子どもたちには州の児童保護局は介入できません。居留地の無い部族もたくさんありますが、部族の裁判所が、主導権を握ると主張すれば、ケースは州の法廷から、部族の法廷に送り返されます。アメリカンインディアンの血をひく児童のケースは、部族の制定した法廷との相談や協議なしには進行できないことが決められています。子どもの生活する場所も、親のケースプランもすべて部族のソーシャルワーカーや弁護士たちと一緒に進めなければなりません。

22 子どもが自身の医療にかかわる情報の説明を受け、そのプロセスに参加できる権利

(A) 子どもが自身のニーズに見合った医療、歯科、視力、精神衛生、薬物依存のケア、および性と生殖医療の、迅速なサービスを受けられること。診断と医療サービスについて、理解しやすい方法で説明を受けること。および自身の治療とサービスに関する決定の場に参加する権利を持つこと。この権利には、性別を肯定する医療サービス(トランスジェンダーに特化した医療サービス)と精神衛生のケアが含まれ、未成年者と成人の医療への同意を左右する既存の法律に従うものであり、医療サービスへの同意に関する適用法の制限、条文追加などの影響を与えるものではない。(B)カルテに記載された自身の治療に関する同意する権利を有する範囲内で、26歳になるまでは、無償でカルテを閲覧し、そのコピーを受け取れること。

(22) (A) To access and receive medical, dental, vision, mental health, and substance use disorder services, and reproductive and sexual health care, with reasonable promptness that meets the needs of the child, to have diagnoses and services explained in an understandable manner, and to participate in decisions regarding health care treatment and services. This right includes covered gender affirming health care and gender affirming mental health care, and is subject to existing laws governing consent to health care for minors and nonminors and does not limit, add, or otherwise affect applicable laws governing consent to health care.

(B) To view and receive a copy of their medical records to the extent they have the right to consent to the treatment provided in the medical record and at no cost to the child until they are 26 years of age.

## 23 子どもの向精神薬投与にかかわる権利

緊急時を除き、医師の処方がない限り、薬や化学物質の投与を強制されることはなく、すべての向精神薬の投与を拒否することができる。また、子どもの場合には、報復を受けることなく、薬物投与に関する決定を、裁判所に委ねることができる。子どもは、向精神薬投与への反対意思を弁護士に伝え、法廷での擁護を求め、服薬許可の申請が法定に提出されている場合は、自ら裁判所で意見を述べる権利がある。また、子どもは薬の良い効果と副作用について裁判所に報告し、何時でも裁判所に対して、決定事項の再考、取り消し、または承認変更を要求する権利を有する。

(23) Except in an emergency, to be free of the administration of medication or chemical substances, and to be free of all psychotropic medications unless prescribed by a physician, and in the case of children, authorized by a judge, without consequences or retaliation. The child has the right to consult with and be represented by counsel in opposing a request for the administration of psychotropic medication and to provide input to the court about the request to authorize medication. The child also has the right to report to the court the positive and adverse effects of the medication and to request that the court reconsider, revoke, or modify the authorization at any time.

## 24 子どもの性と生殖にかかわる権利

(A) 性と生殖に関する健康、計画外妊娠の予防、および性感染症の予防と治療に関する年齢に適した、医学的に正確な情報にアクセスできること。(B) 大人からの同意を得たり情報提供する義務を課せられることなく、年齢にかかわらず、避妊、妊娠・中絶医療や性的暴行のための医療を含む周産期サービスを受けることに同意したり、拒否したりできること。(C) 12歳以上の子どもは、大人からの同意を得たり情報提供する義務を課せられることなく、HIVを含む性感染症の予防、検査、治療、精神衛生医療に同意したり、拒否したりできること。

(24) (A) To have access to age-appropriate, medically accurate information about reproductive health care, the prevention of unplanned pregnancy, and the prevention and treatment of sexually transmitted infections.

(B) At any age, to consent to or decline services regarding contraception, pregnancy care, and perinatal care, including, but not limited to, abortion services and health care services for sexual assault without the knowledge or consent of any adult.

(C) At 12 years of age or older, to consent to or decline health care services to prevent, test for, or treat sexually transmitted diseases, including HIV, and mental health services, without the consent or knowledge of any adult.

## 25 医療機関を選ぶことができる権利（12歳以上の子ども）

12歳以上の子どもは、連邦メディケイド法またはその他の健康保険での支払いが認可されている場合には、医療、歯科、視力、精神衛生、薬物依存症、および性と生殖医療のためのサービスを、適用されるべき法律に従って、常に自分の医療提供者を選択することができる。また、治療に対する懸念や必要性についてその医療提供者とコミュニケーションを取り、また、侵襲的な医療、歯科、または精神医学的治療を受ける必要性が生じた時は、セカンドオピニオンを要求できる。

(25) At 12 years of age or older, to choose, whenever feasible and in accordance with applicable law, their own health care provider for medical, dental, vision, mental health, substance use disorder services, and sexual and reproductive health care, if payment for the service is authorized under applicable federal Medicaid law or other approved insurance, and to communicate with that health care provider regarding any treatment concerns or needs and to request a second opinion before being required to undergo invasive medical, dental, or psychiatric treatment.

## 26 あらゆる心身の健康に関する医療記録の守秘にかかわる権利

HIVの状況、薬物依存症の既往歴、性と生殖医療を含むあらゆる心身の健康に関する医療記録に対する守秘義務は、現行法と一致させること。

(26) To confidentiality of medical and mental health records, including, but not limited to, HIV status, substance use disorder history and treatment, and sexual and reproductive health care, consistent with existing law.



## 27 学校を含めた子どもの学びを継続する権利

常に学校に通えること。できる限り転校しないこと。転校しなくてはならない場合には、入学の手続きを迅速に行い遅滞がないこと。履修した科目の単位取得を可能にすること。幼稚園、放課後プログラムに加え、カリフォルニア州立大学と地域の公立コミュニティカレッジへの優先的な入学の権利、そして、教育法 (Education Code) に記載されているその他の必要な教育支援と給付を受けることができる。

(27) To attend school, to remain in the child's school of origin, to immediate enrollment upon a change of school, to partial credits for any coursework completed, and to priority enrollment in preschool, afterschool programs, a California State University, and each community college district, and to receive all other necessary educational supports and benefits, as described in the Education Code.

## 28 利用可能なすべての教育の選択肢にかかわる情報にアクセスできる権利

キャリアや技術、中等教育後のプログラムに必要な単位の取得、中等教育のための学資援助、カリフォルニア大学(CSU)、カリフォルニア州立大学(UC)、カリフォルニア・コミュニティ・カレッジにおける社会的養護のもとにいる／いた子どものための専門プログラムに関する情報を含む、利用可能なすべての教育の選択肢についての既存の情報にアクセスすることができる。

(28) To have access to existing information regarding the educational options available, including, but not limited to, the coursework necessary for career, technical, and postsecondary educational programs, and information regarding financial aid for postsecondary education, and specialized programs for current and former foster children available at the University of California, the California State University, and the California Community Colleges.

### 【CYC ミゲルへの質問と回答】

Q1. UC、CSU、CCC のカリフォルニアの3つの州立大学システムは、州内の現・元当事者ユースが条例(28)に書かれている適切な教育についての情報を受けられるように、実際にどのようなことをしているのでしょうか？

A1. カリフォルニアの多くの大学には、社会的養護の当事者ユースのためのキャンパス支援プログラムがあります。これらのプログラムで働くスタッフは、ユースの支援リソースについての情報を得るために、キャンパスでアウトリーチ活動を行っています。グーグルで検索すれば、これらのプログラムすべてがヒットするはずです。

Q2. これらの大学教育のシステムにおいて、条例(28)がユースにどのような利益をもたらしているかについての調査や研究は行われていますか？

A2. これなどが参考になるのでは・・・

スチューデント・リサーチ・ブリーフのサイト

<https://irle.berkeley.edu/university-of-california-campus-support-programs-for-former-foster-youth/>

29 罰などを理由に自立支援プログラムの活動が妨げられない権利

子どもが年齢条件を満たしていれば、自立支援プログラムの活動に参加することができ、これは養育者による罰などを理由に、参加を妨げられないようにすること。

(29) To attend Independent Living Program classes and activities, if the child meets the age requirements, and to not be prevented by caregivers from attending as a consequence or punishment.

30 銀行口座を保持し、個人の収入を管理できる権利

支援計画で禁止されていない限り、子どもの年齢や発達レベルに合わせて、銀行口座を保持し、個人の収入を管理すること。

(30) To maintain a bank account and manage personal income, consistent with the child's age and developmental level, unless prohibited by the case plan.

31 年齢に応じた就労ができる権利

州法に準拠した年齢に応じた仕事ができ、就労に向けてのスキルを蓄えることができる。

(31) To work and develop jobs skills at an age-appropriate level, consistent with state law.

32 子どもの信用情報開示報告書にかかわる権利（14歳から17歳までの子ども）

14歳から17歳までの子どもは、ソーシャルワーカーまたは保護観察官が年に一度、主要な3つの信用情報機関のそれぞれから子どもについての信用情報開示報告書を受け取り、その内容の解読の仕方について、また、不正確な情報を修正するための支援を受けること。

(32) For children 14 to 17 years of age, inclusive, to receive a consumer credit report provided to the child by the social worker or probation officer on an annual basis from each of the three major credit reporting agencies, and to receive assistance with interpreting and resolving any inaccuracies.

### 33 子どもが弁護士とともに出廷することにかかわる権利

子どもが弁護士とともに出廷することについてのいくつかの留意点:子どもの希望を裁判所に伝えるために弁護士を選任してもらうこと。子どもの保護、安全、ウェルビーイングについて代弁し、訴訟の基礎的な情報の範囲を超えた法律上の利害関係を調査し、裁判所に報告すること。守秘義務に則って、弁護士と一対一で会話ができること。任命された弁護士が「自分の最善の利益のために行動していない、または法的利益を適切に擁護していない」と子どもが感じた場合には、公聴会を要求すること。

(33) To be represented by an attorney in juvenile court; to have an attorney appointed to advise the court of the child's wishes, to advocate for the child's protection, safety, and well-being, and to investigate and report to the court on legal interests beyond the scope of the juvenile proceeding; to speak to the attorney confidentially; and to request a hearing if the child feels their appointed counsel is not acting in their best interest or adequately representing their legal interests.

### 34 「裁判所のヒアリング」の通知書を受け取る権利

「裁判所のヒアリング」の通知書を受け取ること。「裁判所のヒアリング」に出席すること。裁判官と直接話すこと。既存の連邦および州の秘密保持法の対象となる裁判書類を閲覧、およびそのコピーを受け取ること。裁判所の審問中に利害関係者の存在に気付いて異議をとなえたり、自分の選定した関係者(自分がいてほしいと願った関係者)の出廷を要求することができる。インディアン(ネイティブ・アメリカン)部族の子どもである場合は、所属する部族が指定した代表者がヒアリングに出席することができる。

(34) To receive a notice of court hearings, to attend court hearings, to speak to the judge, to view and receive a copy of the court file, subject to existing federal and state confidentiality laws, and to object to or request the presence of interested persons during court hearings. If the child is an Indian child, to have a representative designated by the child's Indian tribe be in attendance during hearings.

### 35 裁判記録が守秘義務によってまもられる権利

すべての裁判記録を、既存の法律に沿って守秘義務の対象として扱う。

(35) To the confidentiality of all juvenile court records consistent with existing law.

児童福祉に関する記録、裁判記録、教育に関する記録のコピーを閲覧し、受け取ることは、子どもが 26 歳になるまでは、既存の連邦および州の守秘義務法に従うことを条件に、費用はかからないようにすること。

(36) To view and receive a copy of their child welfare records, juvenile court records, and educational records at no cost to the child until the child is 26 years of age, subject to existing federal and state confidentiality laws.

ユースの声 なべちゃん

カリフォルニアではこのような制度ですが、日本ではこれを「真実告知」と呼んでいます。

こちらに関しては、「費用は掛からないように」という部分はもちろんですが、このように記録のコピーを受け取れること、「知ることができる権利」があるということ措置期間中に知る必要があるかと思えます。私の場合は、施設措置期間や退所後に児童票がある、ということも施設職員さんから教わることはありませんでした。

もちろん、この「措置児童の過去の記録」というものはとても繊細です。措置期間にすぐに記録を見たかったことがあったか？と聞かれるとそんなことはありませんでした。措置期間は、まだ心の整理が追いつかず、過去を振り返ることから逃げておりました。むしろ、そんなつらい記憶は捨ててしまおう、とすら感じていました。しかし、20 歳を過ぎた時に「自分は 9 歳からの自分しか認めることができていない、それでいいのか？」と心境が変わることがあり、自分の過去を必要とするきっかけがありました。

24 歳になった際に当事者活動をする、アフターケアに関わりたい等を伝えた際に、当時の職員から何かの役に立つかもしれないから…と「真実告知」の存在をしりました。当時は遠方におり 26 歳まであと 2 年、といったところでした。措置解除後、施設にいる頃から面倒を見てくれた頼れる大人がおおり、20 歳までは諸々手伝ってくれましたが、そちらの方も真実告知というものは知りませんでした。

見た児童票も、母親の他界理由は分かったものの、一番知りたかった「なぜ一時保護所に行くことになったのか」は記載がありませんでした。「知りたい」という気持ちが育っても叔父叔母とは絶縁状態で聞くこともできません。

措置解除後に、養育者と関係が切れてしまう当事者も多くはないと思います。そして、ケアリーバーにとって過去を向き合う年齢は人それぞれだと思います。もっと大人になったときに知りたいと思う人もいるかもしれません。その際、情報として知りえる権利、そして児童票に鮮明に記載してもらおう権利を望みます。

### 37 措置決定およびパーマネンシー計画における参加の権利

措置決定やパーマネンシー計画を含む、自分自身のケースプラン作成のプロセスに関与・参加すること。この関与には、子どもの性自認を考慮した措置、およびトランスジェンダーに特化した医療のためのケースプラン作成が含まれるが、それに限定されるものではない。インディアン(ネイティブ・アメリカン)部族の子どもの場合は、ケースプランに部族や部族コミュニティとの政治的、文化的、社会的な関係を確立し、発展、維持するために、子どもを支援し、子どもにとって重要な部族関係と最善の利益を守ることが含まれていなければならない。

(37) To be involved in the development of their own case plan, including placement decisions, and plan for permanency. This involvement includes, but is not limited to, the development of case plan elements related to placement and gender affirming health care, with consideration of the child's gender identity. If the child is an Indian child, the case plan shall include protecting the essential tribal relations and best interests of the Indian child by assisting the child in establishing, developing, and maintaining political, cultural, and social relationships with the child's Indian tribe and Indian community.

私は、「決定およびパーマネンシー計画における参加の権利」が一番重要だと思います。37条には、「措置決定やパーマネンシー計画を含む、自分自身のケースプラン作成のプロセスに関与・参加すること。この関与には、子どもの性自認を考慮した措置、およびトランスジェンダーに特化した医療のためのケースプラン作成が含まれるが、それに限定されるものではない。」とあります。私は、自立をする際、小さい頃から一緒に生活していた先輩ユースが、実際に自分が自立する上で困ったことや経験したことを教えてくれ、私の自立をサポートしてくれました。

私が自立する時に一番不安だったのは、今までの「サポートのある生活」が、「サポートがなく全てのことを自分でする生活」に変わることでした。契約をするなど、初めてのことばかりで、どうしていいかわからないこともたくさんありました。自立については、どう自立していきたいのか、自立ってなんなのか、わからないことも多く、あまり深く考えられませんでした。

そんななかで、私は、2020年2月にアメリカへの渡米プログラムに参加させていただき、そこで移行期にある子ども・若者のためのツールに出会いました。このツールは、実際にコースと大人と一緒に自立について考えられるツールで、日本も、ユースを中心に考えられる自立支援があるといいと思ったことを今でも憶えています。ユースの自立への不安を少しでも減らしていきたいと思いました。日本に持ち帰り、1年かけてIFCAのチームで作り上げました。今日参加してくださっている方の中にも、実際に今お手元にある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。手にとってくださってありがとうございます。興味のある方はぜひIFCAのHPからお申し込みください。

○『トランジション・ツールキット 未来を切りひらくためのロードマップ』冊子購入のためのページ  
<https://www.ifcajapan.org/news/all/977/>

権利とは少し離れてしまいましたが、私は、現在、児童養護施設の職員をしています。子どもの権利として必要なことはIFCAを通して学ぶことはあります。ただ、実際に施設職員をする中で、現場では難しい場面がいくつかあります。この自立支援計画についても、子どもたちの声をどれだけ聞いて一緒にプランの作成をできているのかどうか・・・そんなことを考えることもあります。

経験者として、子どもの自立に向けた不安に寄り添いながら、一緒に自立に向かっていけたらと思います。

### 38 ケースプランとパーマネンシー計画に関する情報を受け取る権利（10歳以上の子ども）

子どもが10歳以上の場合には、自身のケースプランやパーマネンシー計画を確認し、計画内容の変更も含めて、子どもの家庭外措置やケースプランについての情報を受け取ることができる。

(38) To review the child's own case plan and plan for permanent placement if the child is 10 years of age or older, and to receive information about their out-of-home placement and case plan, including being told of changes to the plan.

#### ユースの声 愛夢

私が保護されたのは15歳でした。15歳で保護され、一時保護所の後、里親家庭に一時保護措置されました。

私が意見を出せなかったケースプランでは、里親家庭への措置は考えられておらず、「家庭復帰」を目指していたそうです。家庭復帰が決定される頃に話を聞かされましたが、私は、家庭復帰を望んでいませんでした。

児童相談所の職員さんにも「帰りたくない」と気持ちを伝えていたにも関わらず、家庭復帰の話が出てきたことがショックでした。ケースプランが自分の知らないところで勝手に決定され、自分の望まない形で生活していく可能性があったことはとても恐ろしいことだと感じます。児童相談所の職員から家庭復帰を伝えられた時、私は猛反対し、自分の思いと意見をぶつけました。それによって、措置先は一時保護の里親のもとで暮らすことになりました。自分の意見を伝えられなかった頃の自分だったら、と考えると悲しみと恐怖でいっぱいになります。

これらの経験から、自分に関するケースプランやパーマネンシーに関する報告は、逐一情報を受け取る必要があると思いました。

### 39 子ども・家族チーム会議を開催する条件にかかわる権利

(39) To request and participate in a child and family team meeting, as follows:

**子ども・家族チーム会議を下記のとおり依頼し、参加すること。**

(A) Within 60 days of entering foster care, and every 6 months thereafter.

児童相談所に保護された日から 60 日以内、その後は 6 ヶ月ごとに。

(B) If placed in a short-term residential therapeutic program, or receiving intensive home-based services or intensive case coordination, or receiving therapeutic foster care services, to have a child and family team meeting at least every 90 days.

子どもが短期滞在型の治療プログラムに措置されている場合、集中的な在宅サービス、複数機関によるケア、または治療里親のサービスを受けている場合は、少なくとも 90 日ごとに子どもと家族のチーム会議を行うこと。

(C) To request additional child and family team meetings to address concerns, including, but not limited to, placement disruption, change in service needs, addressing barriers to sibling or family visits, and addressing difficulties in coordinating services.

養育不調、ニーズの変化、きょうだいや家族との面会に関する障壁、他機関と連携した子どもへの総合ケアの困難さへの対応などを含むが、これらに限定されない懸念事項に対処するために、子どもと家族のチーム会議を追加で要請すること。

(D) To have both informal and formal support people participate, consistent with state law.

州法に沿って、正式、非正式の両方のタイプの支援を提供すること。

### 40 権利について説明を受ける権利

児童福祉司または保護観察官から、年齢的にも発達的にも適切な方法で、これらの権利について説明を受けること。また、最初の措置が行われる時、措置変更がある時、および少なくとも 6 ヶ月に 1 度、または児童福祉士または保護観察官との定期的な接触時に、本項の権利のコピーを手渡されること。

To be informed of these rights in an age and developmentally appropriate manner by the social worker or probation officer and to be provided a copy of the rights in this section at the time of placement, any placement change, and at least once every six months or at the time of a regularly scheduled contact with the social worker or probation officer.



#### 41 措置変更の際にオンブズパーソンの連絡先を知り、訴えることができる権利

州社会福祉本局の養育施設認定課、部族の養育家庭を認定する部族当局、および州の社会的養護のオンブズパーソンの連絡先を、措置変更がある際に受け取り、権利侵害について要求があれば直ちにこれらの事務所のいずれか、またはすべてに連絡し、事務所の代表者と守秘義務に則った環境で話し、苦情を申し立てることに対する脅迫や罰から解放されること。

(b) 本項に記載されている権利は、社会的養護の下に生活する子どもたちの権利を広義に表現したものであり、アメリカ合衆国憲法とカリフォルニア州憲法、連邦法とカリフォルニア州法、判例法に定められているすべての権利を網羅したものではない。

(c) 本項は、里親機関が家庭外措置された子どもたちの健康と安全を損なうような行動をとることを要求してはならず、また、要求するように解釈してはならない。

(d) 州社会福祉本局および各郡の福祉部門は、学生支援委員会、カリフォルニア大学 (UC)、カリフォルニア州立大学(CSU)、およびカリフォルニア・コミュニティ・カレッジと協力して、細目(a)の(28)項に基づく情報を受けることが奨励されている。

(41) To be provided with contact information for the Community Care Licensing Division of the State Department of Social Services, the tribal authority approving a tribally approved home, and the State Foster Care Ombudsperson, at the time of each placement, and to contact any or all of these offices immediately upon request regarding violations of rights, to speak to representatives of these offices confidentially, and to be free from threats or punishment for making complaints.

(b) The rights described in this section are broad expressions of the rights of children in foster care and are not exhaustive of all rights set forth in the United States Constitution and the California Constitution, federal and California statutes, and case law.

(c) This section does not require, and shall not be interpreted to require, a foster care provider to take any action that would impair the health and safety of children in out-of-home placement.

(d) The State Department of Social Services and each county welfare department are encouraged to work with the Student Aid Commission, the University of California, the California State University, and the California Community Colleges to receive information pursuant to paragraph (28) of subdivision (a).

## 4. 資料

### 権利章典（英語）

#### The Bill of Rights for the Children and Youth in California カリフォルニア州の子どもたちのための権利章典

WELFARE AND INSTITUTIONS CODE – WIC 福祉および機関法

DIVISION 9. PUBLIC SOCIAL SERVICES [10000 – 18999.81] (*Division 9 added by Stats. 1965, Ch. 1784.*) 社会福祉

PART 4. SERVICES FOR THE CARE OF CHILDREN [16000 – 16545] (Heading of Part 4 amended by Stats. 1978, Ch. 429.) 児童に関する法

**CHAPTER 1. Foster Care Placement [16000 - 16014]** (Chapter 1 added by Stats. 1990, Ch. 1370, Sec. 1.)

#### 第1章：社会的養護

SEC. 3. Section 16001.9 is added to the Welfare and Institutions Code, to read:

16001.9. (a) All children placed in foster care, either voluntarily or after being adjudged a ward or dependent of the juvenile court pursuant to Section 300, 601, or 602, shall have the rights specified in this section. These rights also apply to nonminor dependents in foster care, except when they conflict with nonminor dependents' retention of all their legal decisionmaking authority as an adult. The rights are as follows:

- (1) To live in a safe, healthy, and comfortable home where they are treated with respect. If the child is an Indian child, to live in a home that upholds the prevailing social and cultural standards of the child's Indian community, including, but not limited to, family, social, and political ties.
- (2) To be free from physical, sexual, emotional, or other abuse, corporal punishment, and exploitation.
- (3) To receive adequate and healthy food, adequate clothing, grooming and hygiene products, and an age-appropriate allowance. Clothing and grooming and hygiene products shall respect the child's culture, ethnicity, and gender identity and expression.
- (4) To be placed in the least restrictive setting possible, regardless of age, physical health, mental health, sexual orientation, and gender identity and expression, juvenile court record, or status as a pregnant or parenting youth, unless a court orders otherwise.
- (5) To be placed with a relative or nonrelative extended family member if an appropriate and willing individual is available.
- (6) To not be locked in any portion of their foster care placement, unless placed in a community treatment facility.

(7) To have a placement that utilizes trauma-informed and evidence-based deescalation and intervention techniques, to have law enforcement intervention requested only when there is an imminent threat to the life or safety of a child or another person or as a last resort after other diversion

92

— 3 — Ch. 416

and deescalation techniques have been utilized, and to not have law enforcement intervention used as a threat or in retaliation against the child.

(8) To not be detained in a juvenile detention facility based on their status as a dependent of the juvenile court or the child welfare services department's inability to provide a foster care placement. If they are detained, to have all the rights afforded under the United States Constitution, the California Constitution, and all applicable state and federal laws.

(9) To have storage space for private use.

(10) To be free from unreasonable searches of personal belongings.

(11) To be provided the names and contact information for social workers, probation officers, attorneys, service providers, foster youth advocates and supporters, Court Appointed Special Advocates (CASAs), and education rights holder if other than the parent or parents, and when applicable, representatives designated by the child's Indian tribe to participate in the juvenile court proceeding, and to communicate with these individuals privately.

(12) To visit and contact siblings, family members, and relatives privately, unless prohibited by court order, and to ask the court for visitation with the child's siblings.

(13) To make, send, and receive confidential telephone calls and other electronic communications, and to send and receive unopened mail, unless prohibited by court order.

(14) To have social contacts with people outside of the foster care system, including, but not limited to, teachers, coaches, religious or spiritual community members, mentors, and friends. If the child is an Indian child, to have the right to have contact with tribal members and members of their Indian community consistent with the prevailing social and cultural conditions and way of life of the Indian child's tribe.

(15) To attend religious services, activities, and ceremonies of the child's choice, including, but not limited to, engaging in traditional Native American religious practices.

(16) To participate in extracurricular, cultural, racial, ethnic, personal enrichment, and social activities, including, but not limited to, access to computer technology and the internet, consistent with the child's age, maturity, developmental level, sexual orientation, and gender identity and expression.

(17) To have fair and equal access to all available services, placement, care, treatment, and benefits, and to not be subjected to discrimination or harassment on the basis of actual or perceived race, ethnic group identification, ancestry, national origin, color, religion, sex, sexual orientation, gender identity and expression, mental or physical disability, or HIV status.

(18) To have caregivers, child welfare and probation personnel, and legal counsel who have received instruction on cultural competency and sensitivity relating to sexual orientation, gender identity and expression, and best practices for providing adequate care to lesbian, gay, bisexual, and transgender children in out-of-home care.

92

(19) To be placed in out-of-home care according to their gender identity, regardless of the gender or sex listed in their court, child welfare, medical, or vital records, to be referred to by the child's preferred name and gender pronoun, and to maintain privacy regarding sexual orientation and gender identity and expression, unless the child permits the information to be disclosed, or disclosure is required to protect their health and safety, or disclosure is compelled by law or a court order.

(20) To have child welfare and probation personnel and legal counsel who have received instruction on the federal Indian Child Welfare Act of 1978 (25 U.S.C. Sec. 1901 et seq.) and on cultural competency and sensitivity relating to, and best practices for, providing adequate care to Indian children in out-of-home care.

(21) To have recognition of the child's political affiliation with an Indian tribe or Alaskan village, including a determination of the child's membership or citizenship in an Indian tribe or Alaskan village; to receive assistance in becoming a member of an Indian tribe or Alaskan village in which the child is eligible for membership or citizenship; to receive all benefits and privileges that flow from membership or citizenship in an Indian tribe or Alaskan village; and to be free from discrimination based on the child's political affiliation with an Indian tribe or Alaskan village.

(22) (A) To access and receive medical, dental, vision, mental health, and substance use disorder services, and reproductive and sexual health care, with reasonable promptness that meets the needs of the child, to have diagnoses and services explained in an understandable manner, and to participate in decisions regarding health care treatment and services. This right includes covered gender affirming health care and gender affirming mental health care, and is subject to existing laws governing consent to health care for minors and nonminors and does not limit, add, or otherwise affect applicable laws governing consent to health care.

(B) To view and receive a copy of their medical records to the extent they have the right to consent to the treatment provided in the medical record and at no cost to the child until they are 26 years of age.

(23) Except in an emergency, to be free of the administration of medication or chemical substances, and to be free of all psychotropic medications unless prescribed by a physician, and in the case of children, authorized by a judge, without consequences or retaliation. The child has the right to consult with and be represented by counsel in opposing a request for the administration of psychotropic medication and to provide input to the court about the request to authorize medication. The child also has the right to report to the court the positive and adverse effects of the medication and to request that the court reconsider, revoke, or modify the authorization at any time.

(24) (A) To have access to age-appropriate, medically accurate information about reproductive health care, the prevention of unplanned pregnancy, and the prevention and treatment of sexually transmitted infections.

92

(B) At any age, to consent to or decline services regarding contraception, pregnancy care, and perinatal care, including, but not limited to, abortion services and health care services for sexual assault without the knowledge or consent of any adult.

- (C) At 12 years of age or older, to consent to or decline health care services to prevent, test for, or treat sexually transmitted diseases, including HIV, and mental health services, without the consent or knowledge of any adult.
- (25) At 12 years of age or older, to choose, whenever feasible and in accordance with applicable law, their own health care provider for medical, dental, vision, mental health, substance use disorder services, and sexual and reproductive health care, if payment for the service is authorized under applicable federal Medicaid law or other approved insurance, and to communicate with that health care provider regarding any treatment concerns or needs and to request a second opinion before being required to undergo invasive medical, dental, or psychiatric treatment.
- (26) To confidentiality of medical and mental health records, including, but not limited to, HIV status, substance use disorder history and treatment, and sexual and reproductive health care, consistent with existing law.
- (27) To attend school, to remain in the child's school of origin, to immediate enrollment upon a change of school, to partial credits for any coursework completed, and to priority enrollment in preschool, afterschool programs, a California State University, and each community college district, and to receive all other necessary educational supports and benefits, as described in the Education Code.
- (28) To have access to existing information regarding the educational options available, including, but not limited to, the coursework necessary for career, technical, and postsecondary educational programs, and information regarding financial aid for postsecondary education, and specialized programs for current and former foster children available at the University of California, the California State University, and the California Community Colleges.
- (29) To attend Independent Living Program classes and activities, if the child meets the age requirements, and to not be prevented by caregivers from attending as a consequence or punishment.
- (30) To maintain a bank account and manage personal income, consistent with the child's age and developmental level, unless prohibited by the case plan.
- (31) To work and develop job skills at an age-appropriate level, consistent with state law.
- (32) For children 14 to 17 years of age, inclusive, to receive a consumer credit report provided to the child by the social worker or probation officer on an annual basis from each of the three major credit reporting agencies, and to receive assistance with interpreting and resolving any inaccuracies.
- (33) To be represented by an attorney in juvenile court; to have an attorney appointed to advise the court of the child's wishes, to advocate for the child's protection, safety, and well-being, and to investigate and report

92

Ch. 416 — 6 —

to the court on legal interests beyond the scope of the juvenile proceeding; to speak to the attorney confidentially; and to request a hearing if the child feels their appointed counsel is not acting in their best interest or adequately representing their legal interests.

(34) To receive a notice of court hearings, to attend court hearings, to speak to the judge, to view and receive a copy of the court file, subject to existing federal and state confidentiality laws, and to object to or request the presence of interested persons during court hearings. If the child is an Indian child, to have a representative designated by the child's Indian tribe be in attendance during hearings.

- (35) To the confidentiality of all juvenile court records consistent with existing law.
- (36) To view and receive a copy of their child welfare records, juvenile court records, and educational records at no cost to the child until the child is 26 years of age, subject to existing federal and state confidentiality laws.
- (37) To be involved in the development of their own case plan, including placement decisions, and plan for permanency. This involvement includes, but is not limited to, the development of case plan elements related to placement and gender affirming health care, with consideration of the child's gender identity. If the child is an Indian child, the case plan shall include protecting the essential tribal relations and best interests of the Indian child by assisting the child in establishing, developing, and maintaining political, cultural, and social relationships with the child's Indian tribe and Indian community.
- (38) To review the child's own case plan and plan for permanent placement if the child is 10 years of age or older, and to receive information about their out-of-home placement and case plan, including being told of changes to the plan.
- (39) To request and participate in a child and family team meeting, as follows:
- (A) Within 60 days of entering foster care, and every 6 months thereafter.
- (B) If placed in a short-term residential therapeutic program, or receiving intensive home-based services or intensive case coordination, or receiving therapeutic foster care services, to have a child and family team meeting at least every 90 days.
- (C) To request additional child and family team meetings to address concerns, including, but not limited to, placement disruption, change in service needs, addressing barriers to sibling or family visits, and addressing difficulties in coordinating services.
- (D) To have both informal and formal support people participate, consistent with state law.
- (40) To be informed of these rights in an age and developmentally appropriate manner by the social worker or probation officer and to be provided a copy of the rights in this section at the time of placement, any placement change, and at least once every six months or at the time of a regularly scheduled contact with the social worker or probation officer.

92

— 7 — Ch. 416

- (41) To be provided with contact information for the Community Care Licensing Division of the State Department of Social Services, the tribal authority approving a tribally approved home, and the State Foster Care Ombudsperson, at the time of each placement, and to contact any or all of these offices immediately upon request regarding violations of rights, to speak to representatives of these offices confidentially, and to be free from threats or punishment for making complaints.
- (b) The rights described in this section are broad expressions of the rights of children in foster care and are not exhaustive of all rights set forth in the United States Constitution and the California Constitution, federal and California statutes, and case law.
- (c) This section does not require, and shall not be interpreted to require, a foster care provider to take any action that would impair the health and safety of children in out-of-home placement.
- (d) The State Department of Social Services and each county welfare department are encouraged to work with the Student Aid Commission, the University of California, the California State University, and the California Community Colleges to receive information pursuant to paragraph (28) of subdivision (a).

## カリフォルニア州の社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典（項目）

### IFCA 子どもの権利プロジェクト（訳）

- 1 ひとりの大切な人間として養育される権利
  - 2 暴力および権利侵害を受けない権利
  - 3 健康に育つために必要なものを受け取れる権利
- 自由**
- 4 もっとも制限の少ない環境で生活する権利
  - 5 親族、またはすでに家族のような関係のある適切な大人を養育環境として優先する権利
  - 6 鍵をかけ閉じ込められない権利
  - 7 トラウマ・インフォームド・ケアの事実にもとづいた段階的緩和と介入技術を導入している養育環境に措置される権利
  - 8 本来の目的以外で少年鑑別所に収容されない権利
- プライバシー**
- 9 私用のための収納スペースを持てる権利
  - 10 私物を不当に搜索されない権利
  - 11 自分にとって支援者となる人の連絡先をもてる権利
  - 12 きょうだいと連絡がとれる権利
  - 13 監視・盗聴されず、電話やメールのやりとりができる権利
- 人や活動へのアクセス**
- 14 多様な人間関係のなかで生きる権利…特に文化的背景への尊重とつながりの維持
  - 15 自分で選んだ宗教的な礼拝や活動・儀式に出席できる権利
  - 16 さまざまな課外活動（人種的、民族的、個人的、社会的）に参加する権利
- 公平性／マイノリティへの配慮**
- 17 サービス・措置先・ケア・治療が属性にかかわらず公平に利用できる権利
  - 18 LGBTQ・SOGI について文化的能力と配慮のある専門職による養育を受ける権利
  - 19 子どもの性自認を重視した対応をとる権利
  - 20 インディアン（先住民族）について文化的能力と配慮のある専門職による養育を受ける権利
- 21 インディアン（先住民族）ルーツの子どもの部族との関係をつくる権利
- 医療**
- 22 子どもが自身の医療にかかわる情報の説明を受け、そのプロセスに参加できる権利
  - 23 子どもの向精神薬投与にかかわる権利
  - 24 子どもの性と生殖にかかわる権利
  - 25 医療機関を選ぶことができる権利（12歳以上の子ども）
  - 26 あらゆる心身の健康に関する医療記録の守秘にかかわる権利
- 教育**
- 27 学校を含めた子どもの学びを継続する権利
  - 28 利用可能なすべての教育の選択肢にかかわる情報にアクセスできる権利
  - 29 罰などを理由に自立支援プログラムの活動が妨げられない権利
- 財産**
- 30 銀行口座を保持し、個人の収入を管理できる権利
  - 31 年齢に応じた就労ができる権利
  - 32 子どもの信用情報開示報告書にかかわる権利（14歳から17歳までの子ども）
- 司法・裁判所関連**
- 33 子どもが弁護人とともに出廷することにかかわる権利
  - 34 「裁判所のヒアリング」の通知書を受け取る権利
  - 35 裁判記録が守秘義務によってまもられる権利
- 参加**
- 36 児童福祉に関するさまざまな子どもの記録に関する権利
  - 37 措置決定およびパーマネンシー計画における参加の権利
  - 38 ケースプランとパーマネンシー計画に関する情報を受け取る権利（10歳以上の子ども）
  - 39 子ども・家族チーム会議を開催する条件にかかわる権利
  - 40 権利について説明を受ける権利
  - 41 措置変更の際にオンブズパーソンの連絡先を知り、訴えることができる権利

## カリフォルニア州の社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典

IFCA 子どもの権利プロジェクト（訳）

### 第1章：社会的養護

第3条 福祉および機関法、第16001.9項は、以下のように加筆訂正された。

16001.9. (a) 福祉機関法第300条、601条、および第602条のもとに有罪判決を受けた未成年者、または、要保護児童として社会的養護の管轄下にある子どもは、本条項で指定された権利を有するものとする。これらの権利は、成人としての法的意思決定権と矛盾する場合を除き、社会的養護の管轄下の成人にも適用される。その権利とは以下のとおりである。

#### 1 ひとりの大切な人間として養育される権利

安全で健康的で快適な家庭の中でひとりの大切な人間として養育され生活すること。子どもがインディアン（ネイティブ・アメリカン）である場合には、家族、社会的、政治的な結びつきを含めて、その子どもの部族のコミュニティの一般的な社会的、文化的基準を遵守した家庭で生活すること。

#### 2 暴力および権利侵害を受けない権利

身体的、性的、感情的、その他の虐待、体罰、人権侵害を受けることなく生活すること。

#### 3 健康に育つために必要なものを受け取れる権利

適切で健康的な食事、適切な衣類、身だしなみや衛生用品、年齢に応じた小遣いを受けること。衣服、身だしなみ、衛生用品は、子どもの文化、民族性、性自認と性表現を尊重するものでなければならない。

#### 4 もっとも制限の少ない環境で生活する権利

年齢、身体的・精神的な状態、性的指向、性自認と性表現、少年法裁判所の監督下、または妊娠中、子育て中であっても、裁判所の命令と相反しない限り、できる限り最も制限の少ない環境に生活すること。

#### 5 親族、またはすでに家族のような関係のある適切な大人を養育環境として優先する権利

親族、またはすでに家族のような関係のある適切な大人を、養育環境として優先すること。

#### 6 鍵をかけ閉じ込められない権利

地域の治療施設に入所していない限り、社会的養護の措置においていかなる場所にも鍵をかけ閉じ込められないこと。



7 トラウマ・インフォームド・ケアの事実にもとづいた段階的緩和と介入技術を導入している養育環境に措置される権利

トラウマ・インフォームド・ケアとエビデンスに基づいた段階的緩和と介入技術を導入している養育環境に措置されること。他の子どもや個人の生命や安全に差し迫った脅威がある場合、またはあらゆる行動緩和や介入方法を適用した上での最終手段としてのみ、法執行機関の介入を要請すること。および、子どもに対する脅迫や報復として法執行機関の介入を行わないこと。

8 本来の目的以外で少年鑑別所に収容されない権利

少年裁判所の被扶養者であること、または児童福祉局が里親斡旋を提供できないことを理由に、少年鑑別所に収容されないこと。拘留された場合、合衆国憲法、カリフォルニア憲法、および適用されるすべての州法および連邦法に基づいて与えられたすべての権利を有すること。

9 私用のための収納スペースを持てる権利 私用のための収納スペースを有すること。

10 私物を不当に搜索されない権利 私物を不当に搜索されることなく暮らせること。

11 自分にとって支援者となる人の連絡先をもてる権利

以下の関係者の氏名と連絡先を保持し、これらの個人（人たち？専門職？）と監視・盗聴されることなく、個人的にコミュニケーションを取れること：担当ソーシャル・ワーカー、保護観察官、弁護士、サービス提供者、社会的養護専門の権利擁護者（アドボケイト）および支援者、裁判所から認可を受けた特別弁護士（CASA）、教育に関する権利保持者（親以外に教育権利保持者がいる場合、また該当する場合） 裁判所のヒアリングへの参加権のある子どものインディアン部族が指定した代表者。

12 きょうだいと連絡がとれる権利

法定命令で制約されていない限り、きょうだい、家族、親族を個人的に訪問し、連絡がとれること。また、裁判所で、きょうだいとの面会交流を要求できること。

13 監視・盗聴されず、電話やメールのやりとりができる権利

監視・盗聴されることなく、電話やメールを送ったり、受けたりできること。裁判所の命令で禁止されていない限り、未開封の郵便物を受け取り、投函できること。

14 多様な人間関係のなかで生きる権利…特に文化的背景への尊重とつながりの維持

教師、コーチ、宗教的またはスピリチュアルな活動の関係者、メンター、友人など、あらゆる社会的養護の関係者以外の人たちと接触・交流を持つこと。インディアン（ネイティブ・アメリカン）の子どもは、自分も部族の一員であるから、その部族の社会的・文化的な状況とつねに隣り合わせていられるように、部族メンバーやその部族関係者と接触する権利を有する。

15 自分で選んだ宗教的な礼拝や活動・儀式に出席できる権利

子どもが自ら選択した宗教的な礼拝や活動、儀式に出席できること。これには、伝統的なネイティブ・アメリカンの行事や祭事も含まれる。

#### 16 さまざまな課外活動（人種的、民族的、個人的、社会的）に参加する権利

課外活動、文化的、人種的、民族的、個人的、社会的な活動に参加すること。具体的には、子どもの年齢と成熟・発達のレベル、性的指向（SO）、ジェンダーアイデンティティ（GI）と性表現（見た目や言動などで表す性）に合わせたコンピューターやインターネットにアクセスがあることだが、それだけに限定されない。

#### 17 サービス・措置先・ケア・治療が属性にかかわらず公平に利用できる権利

利用可能なすべてのサービス、措置先、ケア、治療、および利益を公正かつ平等に利用し、人種（自己のアイデンティティとしての人種と外見的に想定されがちな人種の両方の意）、民族、祖先、国籍、肌の色、宗教、性別、性的指向（SO）、ジェンダーアイデンティティ（GI）と性表現（見た目や言動などで表す性）、精神的または身体的障害、または HIV 感染の有無を理由に差別やハラスメントを受けない。

#### 18 LGBTQ・SOGI について文化的能力と配慮のある専門職による養育を受ける権利

子どもの日々のケアにあたる養育者や、ケースを担当する児童福祉士や保護観察員や弁護士が、家庭外措置されているレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの子どもたちに適切なケアを提供するための最善の方法について指導を受けることにより、性的指向（SO）、ジェンダーアイデンティティ（GI）と性表現（見た目や言動などで表す性）を理解し、適切な対応をする文化的能力と配慮を持ち合わせていること。

#### 19 子どもの性自認を重視した対応をとる権利

裁判所や児童福祉機関や医療機関、または出生証明書に記載されている性別に関係なく、子どもの性自認に従って家庭外措置がなされ、子どもが望む名前と性別の代名詞で呼ばれること。また、性的指向（SO）、ジェンダーアイデンティティ（GI）と性表現（見た目や言動などで表す性）に関するプライバシーを維持すること。ただし、子どもが自身についての情報開示を許可する場合、または情報開示が子どもの健康と安全を守るために不可欠な場合、開示が法律または裁判所の命令によって義務付けられている場合を除く。

#### 20 インディアン（先住民族）について文化的能力と配慮のある専門職による養育を受ける権利

ケースを担当する児童福祉の専門職、および保護観察員と弁護人が、“連邦インディアン児童福祉法”（1978年樹立・25 U.S.C. Sec. 1901 et seq.）、および家庭外措置されているのインディアン（ネイティブアメリカン）の子どもたちに適切なケアを提供するための文化的能力と配慮、および、かれらの最善のケアに関する指導を受けていること。

#### 21 インディアン（先住民族）ルーツの子どもの部族との関係をつくる権利

子どもが、インディアン部族またはアラスカ領インディアンとどのような関係にあるのかを認識した上での適切な対応は、以下のとおりである。：特定の部族への正式登録の有無を確認すること。子どもがメンバーとしての資格の所得可能な部族に登録するための援助を受けること。部族メンバーとしての認証、または部族の市民権を得て、利益と特権を受領すること。部族に所属することによる差別から解放されること。

#### 22 子どもが自身の医療にかかわる情報の説明を受け、そのプロセスに参加できる権利

(A) 子どもが自身のニーズに見合った医療、歯科、視力、精神衛生、薬物依存のケア、および性と生殖医療の、迅速なサービスを受けられること。診断と医療サービスについて、理解しやすい方法で説明を受けること。および自身の治療とサービスに関する決定の場に参加する権利を持つこと。この権利には、性別を肯定する医療サービス（トランスジェンダーに特化した医療サービス）と精神衛生のケアが含まれ、未成年者と成人の医療への同意を左右する既存の法律に従うものであり、医療サービスへの同意に関する適用法の制限、条文追加などの影響を与えないものではない。

(B) カルテに記載された自身の治療に関する同意する権利を有する範囲内で、26歳になるまでは、無償でカルテを閲覧し、そのコピーを受け取れること。

### 23 子どもの向精神薬投与にかかわる権利

緊急時を除き、医師の処方がない限り、薬や化学物質の投与を強制されることはなく、すべての向精神薬の投与を拒否することができる。また、子どもの場合には、報復を受けることなく、薬物投与に関する決定を、裁判所に委ねることができる。子どもは、向精神薬投与への反対意思を弁護士に伝え、法廷での擁護を求め、服薬許可の申請が法定に提出されている場合は、自ら裁判所で意見を述べる権利がある。また、子どもは薬の良い効果と副作用について裁判所に報告し、何時でも裁判所に対して、決定事項の再考、取り消し、または承認変更を要求する権利を有する。

### 24 子どもの性と生殖にかかわる権利

(A) 性と生殖に関する健康、計画外妊娠の予防、および性感染症の予防と治療に関する年齢に適した、医学的に正確な情報にアクセスできること。(B) 大人からの同意を得たり情報提供する義務を課せられることなく、年齢にかかわらず、避妊、妊娠・中絶医療や性的暴行のための医療を含む周産期サービスを受けることに同意したり、拒否したりできること。(C) 12歳以上の子どもは、大人からの同意を得たり情報提供する義務を課せられることなく、HIVを含む性感染症の予防、検査、治療、精神衛生医療に同意したり、拒否したりできること。

### 25 医療機関を選ぶことができる権利（12歳以上の子ども）

12歳以上の子どもは、連邦メディケイド法またはその他の健康保険での支払いが認可されている場合には、医療、歯科、視力、精神衛生、薬物依存症、および性と生殖医療のためのサービスを、適用されるべき法律に従って、常に自分の医療提供者を選択することができる。また、治療に対する懸念や必要性についてその医療提供者とコミュニケーションを取り、また、侵襲的な医療、歯科、または精神医学的治療を受ける必要性が生じた時は、セカンドオピニオンを要求できる。

### 26 あらゆる心身の健康に関する医療記録の守秘にかかわる権利

HIVの状況、薬物依存症の既往歴、性と生殖医療を含むあらゆる心身の健康に関する医療記録に対する守秘義務は、現行法と一致させること。

### 27 学校を含めた子どもの学びを継続する権利

常に学校に通えること。できる限り転校しないこと。転校しなくてはならない場合には、入学の手続きを迅速に行い遅滞がないこと。履修した科目の単位取得を可能にすること。幼稚園、放課後プログラムに加え、カリフォルニア州立大学と地域の公立コミュニティカレッジへの優先的な入学の権利、そして、教育法（Education Code）に記載されているその他の必要な教育支援と給付を受けられることができる。

28 利用可能なすべての教育の選択肢にかかわる情報にアクセスできる権利

キャリアや技術、中等教育後のプログラムに必要な単位の取得、中等教育のための学資援助、カリフォルニア大学(CSU)、カリフォルニア州立大学(UC)、カリフォルニア・コミュニティ・カレッジにおける社会的養護のもとにいる／いた子どものための専門プログラムに関する情報を含む、利用可能なすべての教育の選択肢についての既存の情報にアクセスすることができる。

29 罰などを理由に自立支援プログラムの活動が妨げられない権利

子どもが年齢条件を満たしていれば、自立支援プログラムの活動に参加することができ、これは養育者による罰などを理由に、参加を妨げられないようにすること。

30 銀行口座を保持し、個人の収入を管理できる権利

支援計画で禁止されていない限り、子どもの年齢や発達レベルに合わせて、銀行口座を保持し、個人の収入を管理すること。

31 年齢に応じた就労ができる権利

州法に準拠した年齢に応じた仕事ができ、就労に向けてのスキルを蓄えることができる。

32 子どもの信用情報開示報告書にかかわる権利（14歳から17歳までの子ども）

14歳から17歳までの子どもは、ソーシャルワーカーまたは保護観察官が年に一度、主要な3つの信用情報機関のそれぞれから子どもについての信用情報開示報告書を受け取り、その内容の解読の仕方について、また、不正確な情報を修正するための支援を受けること。

33 子どもが弁護士とともに出廷することにかかわる権利

子どもが弁護士とともに出廷することについてのいくつかの留意点：子どもの希望を裁判所に伝えるために弁護士を選任してもらうこと。子どもの保護、安全、ウェルビーイングについて代弁し、訴訟の基礎的な情報の範囲を超えた法律上の利害関係を調査し、裁判所に報告すること。守秘義務に則って、弁護士と一対一で会話ができること。任命された弁護士が「自分の最善の利益のために行動していない、または法的利益を適切に擁護していない」と子どもが感じた場合には、公聴会を要求すること。

34 「裁判所のヒアリング」の通知書を受け取る権利

「裁判所のヒアリング」の通知書を受け取ること。「裁判所のヒアリング」に出席すること。裁判官と直接話すこと。既存の連邦および州の秘密保持法の対象となる裁判書類を閲覧、およびそのコピーを受け取ること。裁判所の審問中に利害関係者の存在に気付いて異議をとなえたり、自分の選定した関係者（自分がいてほしいと願った関係者）の出廷を要求することができる。インディアン（ネイティブ・アメリカン）部族の子どもである場合は、所属する部族が指定した代表者がヒアリングに出席することができる。

35 裁判記録が守秘義務によってまもられる権利

すべての裁判記録を、既存の法律に沿って守秘義務の対象として扱う。

#### 36 児童福祉に関するさまざまな子どもの記録に関する権利

児童福祉に関する記録、裁判記録、教育に関する記録のコピーを閲覧し、受け取ることは、子どもが26歳になるまでは、既存の連邦および州の守秘義務法に従うことを条件に、費用はかからないようにすること。

#### 37 措置決定およびパーマネンシー計画における参加の権利

措置決定やパーマネンシー計画を含む、自分自身のケースプラン作成のプロセスに関与・参加すること。この関与には、子どもの性自認を考慮した措置、およびトランスジェンダーに特化した医療のためのケースプラン作成が含まれるが、それに限定されるものではない。インディアン（ネイティブ・アメリカン）部族の子どもの場合は、ケースプランに部族や部族コミュニティとの政治的、文化的、社会的な関係を確立し、発展、維持するために、子どもを支援し、子どもにとって重要な部族関係と最善の利益を守ることが含まれていなければならない。

#### 38 ケースプランとパーマネンシー計画に関する情報を受け取る権利（10歳以上の子ども）

子どもが10歳以上の場合には、自身のケースプランやパーマネンシー計画を確認し、計画内容の変更も含めて、子どもの家庭外措置やケースプランについての情報を受け取ることができる。

#### 39 子ども・家族チーム会議を開催する条件にかかわる権利

子ども・家族チーム会議を下記のとおり依頼し、参加すること。

(A) 児童相談所に保護された日から60日以内、その後は6ヶ月ごとに。

(B) 子どもが短期滞在型の治療プログラムに措置されている場合、集中的な在宅サービス、複数機関によるケア、または治療里親のサービスを受けている場合は、少なくとも90日ごとに子どもと家族のチーム会議を行うこと。

(C) 養育不調、ニーズの変化、きょうだいや家族との面会に関する障壁、他機関と連携した子どもへの総合ケアの困難さへの対応などを含むが、これらに限定されない懸念事項に対処するために、子どもと家族のチーム会議を追加で要請すること。

(D) 州法に沿って、正式、非正式の両方のタイプの支援を提供すること。

#### 40 権利について説明を受ける権利

児童福祉司または保護観察官から、年齢的にも発達的にも適切な方法で、これらの権利について説明を受けること。また、最初の措置が行われる時、措置変更がある時、および少なくとも6ヶ月に1度、または児童福祉士または保護観察官との定期的な接触時に、本項の権利のコピーを手渡されること。

#### 41 措置変更の際にオンブズパーソンの連絡先を知り、訴えることができる権利

州社会福祉本局の養育施設認定課、部族の養育家庭を認定する部族当局、および州の社会的養護のオンブズパーソンの連絡先を、措置変更がある際に受け取り、権利侵害について要求があれば直ちにこれらの事務所のいずれか、またはすべてに連絡し、事務所の代表者と守秘義務に則った環境で話し、苦情を申し立てることに対する脅迫や罰から解放されること。

## IFCA 子どもの権利プロジェクトメンバー

### ○ ユース（五十音順）

愛夢

香坂ちひろ

布施 響

理沙

### ○ SA（五十音順）

栗津 美穂 （IFCA エグゼクティブ・ディレクター）

長瀬 正子 （佛教大学 社会福祉学部社会福祉学科 准教授）

永野 咲 （武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科 講師）

西村 英一郎 （弁護士）

アメリカ・カリフォルニア州における  
社会的養護で育つ子ども・若者の権利章典

2022年3月  
IFCA 子どもの権利プロジェクト

※本報告書の無断転載を禁じます